

鉏路市水防計画

鉏 路 市

目 次

第 1 章	総 則	
第 1 節	目的	1
第 2 節	用語の定義	1
第 3 節	水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 2 章	予報及び警報等の伝達	
第 1 節	水防活動に用いられる予報及び警報等	5
第 2 節	水防活動の利用に適合する予報及び警報等	5
第 3 節	指定河川における洪水予報	9
第 4 節	水防警報	11
第 5 節	水位情報の通知及び周知	16
第 3 章	雨量・水位等の通報及び公表	
第 1 節	水位等の通報・公表	18
第 2 節	水防管理者等の情報収集	21
第 4 章	ダム・水門等の操作	23
第 5 章	通信連絡	24
第 6 章	水防施設及び輸送	
第 1 節	水防倉庫及び水防資器材	26
第 2 節	輸送の確保	26
第 7 章	巡視、警戒及び重要水防箇所	
第 1 節	巡視及び警戒	27
第 2 節	重要水防箇所	27
第 8 章	水防組織	
第 1 節	市の水防組織	28
第 2 節	消防機関の組織	30
第 9 章	水防活動	
第 1 節	非常配備体制	31
第 2 節	警戒区域	32
第 3 節	水防作業	32
第 4 節	避難のための立ち退き	33
第 5 節	決壊・越水の通報	33
第 6 節	水防解除	34
第 10 章	協力及び応援	35

第 1 1 章	水防信号、水防標識及び身分証票	
第 1 節	水防信号	37
第 2 節	水防標識	37
第 3 節	身分証票	38
第 1 2 章	費用負担と公用負担	
第 1 節	費用負担	39
第 2 節	公用負担	39
第 1 3 章	水防報告	41
第 1 4 章	水防訓練	41
第 1 5 章	災害補償等	41
第 1 6 章	水防協力団体	42
第 1 7 章	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保	
第 1 節	洪水浸水想定区域	43
第 2 節	洪水浸水想定区域内における情報提供	44
資料編		45

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体である釧路市が、同法第33条の規定に基づき、水防事務を円滑に推進するために必要な事項を規定し、釧路市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

本計画における用語について、法令等で定めるほか次のように定義する。

(1) 水防管理団体（法第2条）

水防の責任を有する釧路市をいう。

(2) 水防管理者（法第2条）

水防管理団体の長である釧路市長をいう。

(3) 消防機関（法第2条）

消防組織法（昭和22年法律第266号）第9条に規定する消防の機関（釧路市消防本部、消防署及び消防団）をいう。

(4) 水防協力団体（法第36条）

水防管理者が指定した、法第37条に規定する水防業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体をいう。

(5) 量水標管理者（法第2条、法第10条）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。

(6) 洪水予報河川（法第10条、法第11条、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2）

国土交通大臣又は知事が、流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。気象庁と共同で洪水予報を行う。

(7) 水位周知河川（法第13条）

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川で、避難の目安となる特別警戒水位に到達したときは、その旨の通知及び一般へ周知が行われる。

(8) 水防警報（法第2条、法第16条）

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして、国土交通大臣又は知事が、指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）において、災害が発生する恐れがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(9) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所で、大雨や洪水で見回りをを行う際に特に注意すべき箇所をいう。

- (10) 水防団待機水位（通報水位）（法第12条）
洪水、津波又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報が行われ、各水防機関が水防体制（出動準備）に入る水位。
- (11) 氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条）
洪水、津波又は高潮によって災害の発生のおそれがあり、水防機関出動の目安となる水位。災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は知事が定める水位。
- (12) 避難判断水位（法第13条）
洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。水防管理者が避難指示等の発令を判断する目安、住民の避難判断の参考となる水位。
- (13) 氾濫危険水位（特別警戒水位）
洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる、氾濫のおそれがある水位。
- (14) 計画高水位
堤防などを作る際に、洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位。
- (15) 洪水浸水想定区域（法第14条）
洪水予報河川及び水位周知河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として、国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。
- (16) 外水氾濫
河川堤防の決壊や増水による堤防からの水の溢れ（越水）等により、道路や市街地が浸水する水害。
- (17) 内水氾濫
大雨や融雪による出水量に対して、小河川や排水路又は下水道の処理能力が追い付かない場合に、処理しきれない水により道路や市街地が浸水する水害。
- (18) 融雪出水
春先の雨や気温の急激な上昇により、積雪が大量に解けて引き起こされる洪水。

【参考】

水位	避難行動及び水防活動の目安
氾濫発生	●「緊急安全確保」発令の目安
氾濫危険水位	●「避難指示」発令の目安
避難判断水位	●「高齢者等避難」発令の目安
氾濫注意水位	●水防団出動の目安
水防団待機水位 （通報水位）	●水防団待機の目安

第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

水防に関係がある各機関の、法又は河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に規定されている責任及び処理すべき事務、又は業務の大綱は次のとおである。

第1 釧路市の水防責任

釧路市の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 釧路市（水防管理団体）

- (1) 河川等の巡視（法第9条）
- (2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）
- (3) 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (4) 警戒区域の設定（法第21条）
- (5) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (6) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (7) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (8) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (9) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (10) 道の水防計画に応じた水防計画を定め、その要旨を公表すること（法第33条）
- (11) 水防協力団体の指定（法第36条）

2 北海道

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (3) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条）
- (4) 気象予報及び警報の伝達（法第10条）
- (5) 洪水予報の発表及び通知（法第10条、第11条、第13条の2）
- (6) 水位の通報及び公表（法第12条）
- (7) 水位情報の通知及び周知（法第13条、第13条の2）
- (8) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (9) 水防警報の発表及び通知（法第16条）
- (10) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (11) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (12) 水防に関する勧告及び助言（法第48条）

3 国土交通省（釧路開発建設部）

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条、第13条の2）
- (3) 水防警報の発表及び通知（法第16条）
- (4) 水位情報の通知及び周知（法第13条、第13条の2）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）

4 気象庁（釧路地方気象台）

- (1) 気象予報及び警報の通知（法第10条、気象業務法第14条）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条、第11条、気象業務法第14条）

5 居住者等

水防活動への従事（法第24条）

第3 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類され、遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後に津波が襲来し、近地津波の場合は原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波の場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能であるが、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、あくまでも水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施する。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の防災気象情報を入手可能な状態で実施する。

第2章 予報及び警報等の伝達

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気象予報・警報 (法第10条及び気象 業務法第14条)	大雨注意報 ・ 大雨警報 洪水注意報 ・ 洪水警報 高潮注意報 ・ 高潮警報 津波注意報 ・ 津波警報	釧路地方気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える。
洪水予報 (法第10条及び気象 業務法第14条項)	注意報・警報・情報	釧路開発建設部 釧路地方気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・ 指示・解除	釧路開発建設部 釧路総合振興局 釧路建設管理部	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表。

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

第1 水防活動の利用に適合する予報及び警報

釧路地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を釧路開発建設部及び釧路総合振興局に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

1 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用 に適合する 警報・注意報	一般の利用に適合 する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報又は 津波特別警報（大 津波警報の名称で 発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

2 本市における大雨、洪水及び高潮注意報、警報の発表基準

発表区分	地域区分	市町村内の細区分	大雨		洪水			高潮
			表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準	潮位
警報	鉦路南西部	鉦路市 鉦路	11	135	鉦路川流域=17.3 仁々志別川流域=16.8 武佐川流域=10.1 阿寒川流域=42.8 大楽毛川流域=7.6 別保川流域=26.6	鉦路川流域=(6, 15.6) 武佐川流域=(6, 10) 阿寒川流域=(6, 32.3)	鉦路川・新鉦路川【広里】	1.1m
		鉦路市 音別	8	152	音別川流域=35 尺別川流域=12.5 ムリ川流域=17.9 風連別川流域=6.2 キナシベツ川流域=5.4	キナシベツ川流域=(7, 4.8)	—	1.3m
	鉦路中部	14	118	仁々志別川流域=11.3 阿寒川流域=34.3 オトンベツ川流域=6.8 舌辛川流域=27.7 シュンクシタカラ川流域=17.8		—	—	
注意報	鉦路南西部	鉦路市 鉦路	8	78	鉦路川流域=13.8 仁々志別川流域=13.4 武佐川流域=8 阿寒川流域=34.2 大楽毛川流域=6 別保川流域=21.2	鉦路川流域=(5, 10.3) 新鉦路川流域=(5, 44.8) 仁々志別川流域=(5, 9.8) 武佐川流域=(5, 8) 阿寒川流域=(5, 20.2)	鉦路川・新鉦路川【広里】	0.9m
		鉦路市 音別	6	88	音別川流域=28 尺別川流域=10 ムリ川流域=14.3 風連別川流域=4.9 キナシベツ川流域=4.3	キナシベツ川流域=(5, 4.3)	—	1.0m
	鉦路中部	9	77	仁々志別川流域=9 阿寒川流域=27.4 オトンベツ川流域=5.4 舌辛川流域=22.1 シュンクシタカラ川流域=14.2		—	—	

※ 記録的短時間大雨情報の発表基準は、いずれの細区分地区でも1時間雨量80mm。

※ 地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして、災害発生条件が変化した場合には、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表される。

第2 津波に関する警報等

気象庁が発表する津波に関する警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。

1 津波予報区

本市の津波警報・注意報等の発表区域は、北海道太平洋沿岸東部が該当する。

2 津波に関する警報等の種類

大津波警報：津波による重大な災害のおそれ著しく大きいと予想されるとき発表

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表

津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

3 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値で表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10 m < 予想高さ	10 m 超	巨大
	5 m < 予想高さ ≤ 10 m	10 m	
	3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	20 cm ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)

4 津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の津波予報が発表される。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を「地震情報」に含めて発表する。
	20cm 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 20cm 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに関しては十分な留意が必要である旨を発表する。

5 津波情報

津波警報等が発表された場合には、「津波の到達予想時刻」や「予想される津波の高さ」、「各地の満潮時刻」、「津波観測に関する情報」などの津波情報が発表される。

第3 気象情報の種類

水防活動に利用する主な気象情報は、次のとおりである。

1 北海道地方気象情報、釧路・根室地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説したりする場合等に発表する情報。

2 台風に関する気象情報

台風の影響が予想される場合に、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

3 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

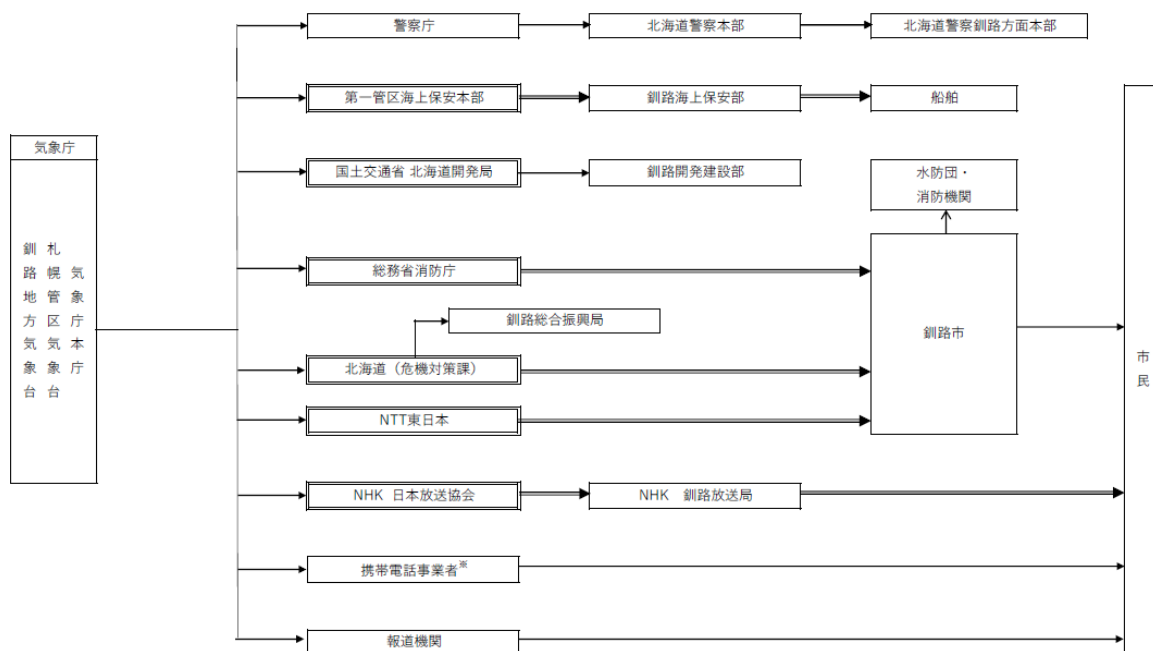
釧路市のいずれの細区分地域とも発表基準は、1時間に80ミリ以上を観測又は解析したときである。

4 土砂災害警戒情報

釧路総合振興局と釧路地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度が高まった時、市長が避難指示等を発令する判断や、住民の自主避難の参考となるように発表する。

第4 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達系統図は、次のとおりである。



(注) 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先を示しています。

(注) 経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路です。

※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信されます。

第3節 指定河川における洪水予報

第1 種類及び発表基準

国土交通大臣が指定した河川において洪水予報が行われたときは、知事を通じて、当該河川の状況が関係水防管理者に通知される。

なお、本市においては、知事が指定し洪水予報を行う河川の該当はない。

1 発表する洪水予報の種類、警戒レベル、水位名称等は、次のとおりである。

警戒レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文表題)	発表基準	水防管理者、住民に求められる行動
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	「緊急安全確保」の発令
レベル4	洪水警報	氾濫危険水位	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき	水防管理者は「避難指示」の発令を判断 住民は避難を判断
レベル3	洪水警報	避難判断水位	氾濫警戒情報	避難判断水位に達し、さらに上昇する恐れがあるとき、あるいは水位予測に基づき、氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	水防管理者は「高齢者等避難」の発令を判断 住民は氾濫に関する情報に注意
レベル2	洪水注意報	氾濫注意水位	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達しさらに上昇する恐れがあるとき	水防活動に従事する者の出動
レベル1	発表なし	水防団待機水位	発表なし		水防活動に従事する者の待機

第2 国の機関が行う洪水予報

釧路開発建設部と釧路地方気象台は共同して、以下により新釧路川の洪水予報を行う。

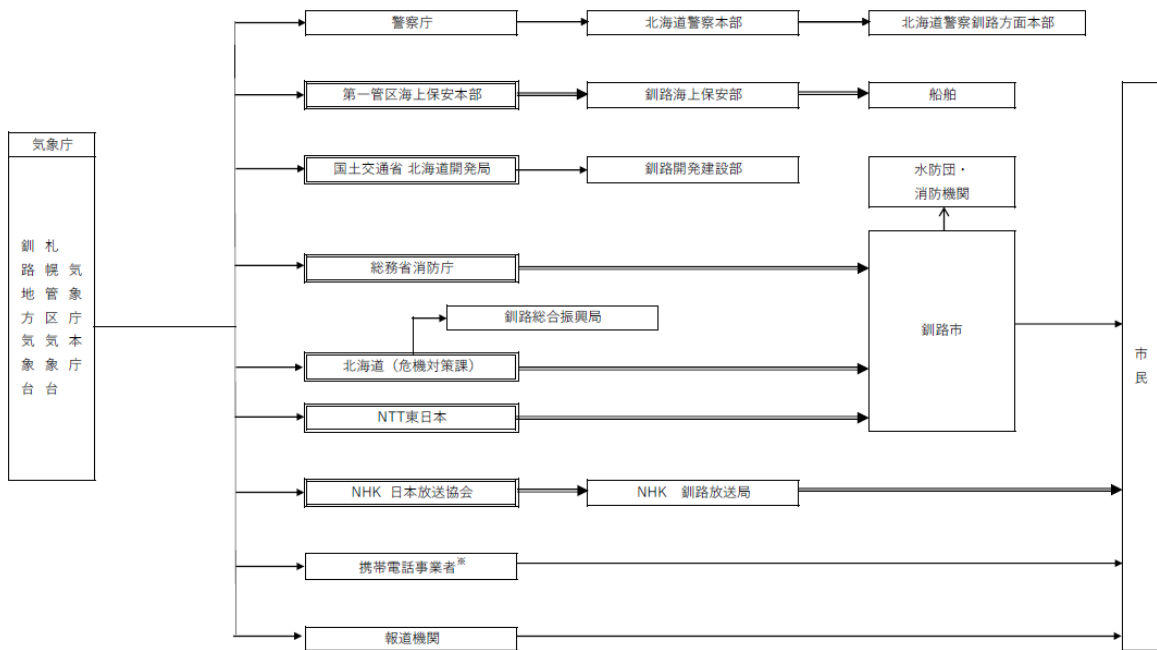
1 洪水予報を行う区域と知事が洪水予報を通知する関係水防管理者

水系名	河川名	洪水予報区域	関係水防管理者	洪水浸水想定区域の指定日
釧路川	新釧路川	自：釧路川からの分派点 至：海	釧路市長、釧路町長 鶴居村長	平成28年6月30日 北海道開発局告示第178号

2 洪水予報の対象水位 (m)

河川名	洪水予報基準地点	基準地点位置	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	氾濫危険水位(危険水位)
新釧路川	広里	河口より7.4km	2.60	5.00	5.10

第3 国の機関が行う洪水予報の伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先を示しています。
 (注) 〰の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路です。
 ※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信されます。

第4節 水防警報

法第16条の規定により、国土交通大臣及び知事が指定した河川において、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときには、水防警報が発せられ、知事を通じて通知が行われる。

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生する恐れがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

国土交通大臣が指定した河川に水防警報が発せられたとき、又は知事が指定した河川の水防警報が発せられたときには、知事から直ちに通知が行われる。

1 河川における水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告する	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等とともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告する	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告する	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告する	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告する	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

第3 国土交通大臣が行う水防警報

1 国土交通大臣（釧路開発建設部）が水防警報を行う河川の区間

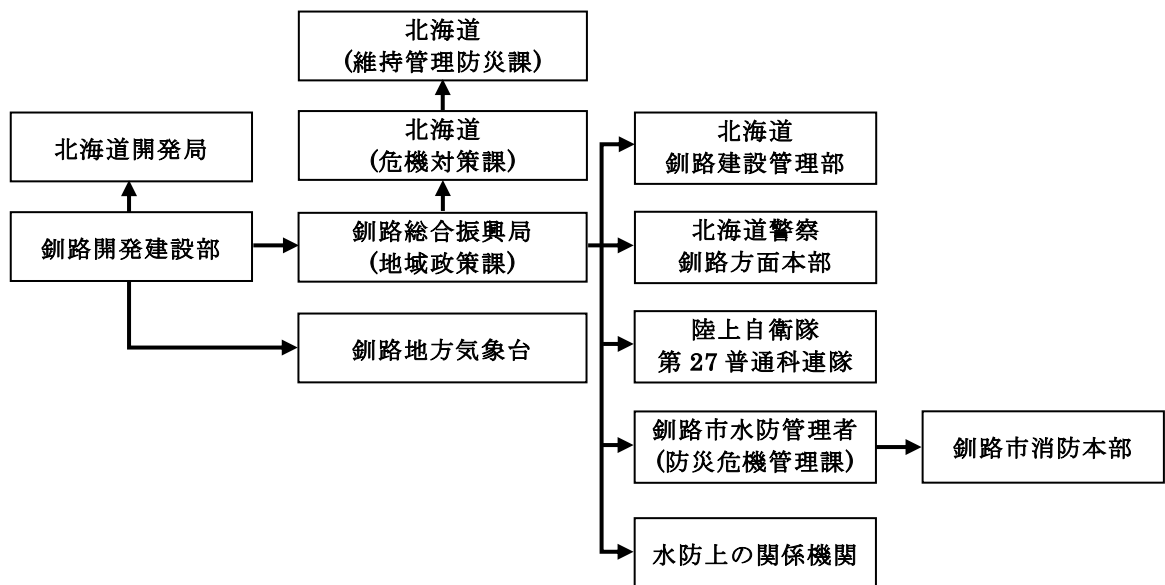
水系	河川名	水防警報区間
釧路川	幹川	(左岸)弟子屈町字弟子屈原野 146 番 3 地先から支川オソベツ川合流点まで (右岸)弟子屈町字鑑別原野 43 線西 19 番 1 地先から支川オソベツ川合流点まで
	新釧路川	幹川分派点から海まで

2 国土交通大臣指定水防警報河川の基準水位（m）

水系	河川名	基準水位 観測所	河川位置	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
釧路川	幹川	弟子屈	河口より 74.7 km	弟子屈町 字湯の島 2 丁目	100.5	100.7	101.8	102.0
		標茶	河口より 46.1 km	標茶町 開運 1 丁目 開運橋	20.1	20.8	21.8	22.5
	新釧路川	広里	河口より 7.4 km	釧路市 広里	2.4	2.6	5.0	5.1

3 水防警報伝達系統図

国土交通大臣（釧路開発建設部）が行う水防警報伝達系統図は次のとおり。



第4 知事が行う水防警報

1 知事（釧路総合振興局釧路建設管理部）が水防警報を行う河川の区間

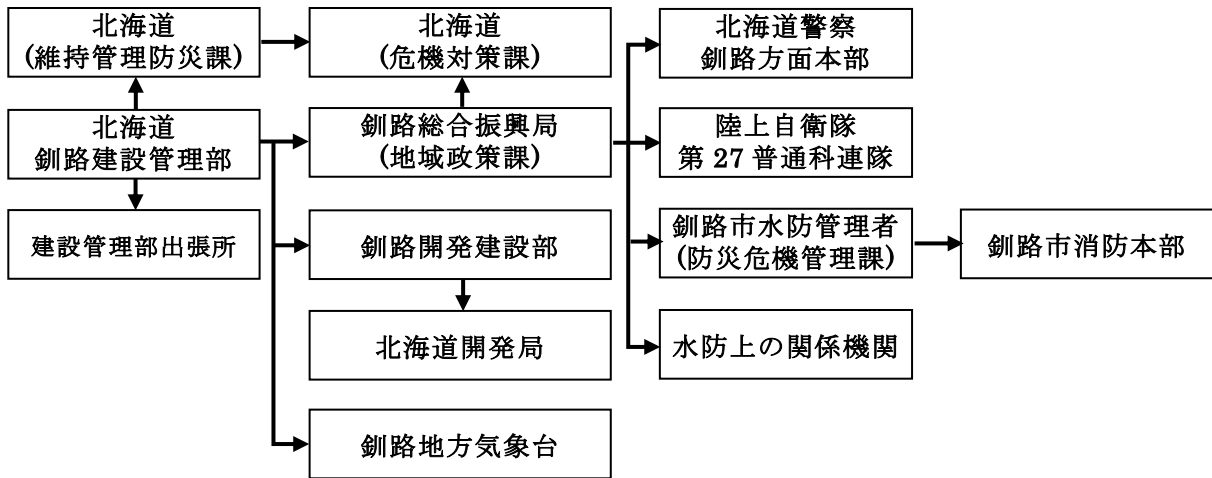
河川名	水防警報区間（洪水及び津波）		津波 予報区	津波 観測点	実施機関
	左岸	右岸			
釧路川	自 釧路市貝塚3丁目59番4地先の別保川との合流点 至 釧路市大川町29番1地先の幣舞橋上流端	自 釧路町木場3丁目3番1地先の別保川との合流点 至 釧路市北大通1丁目1番1地先の幣舞橋上流端	北海道 太平洋沿岸東部	釧路港	釧路総合振興局 釧路建設管理部
別保川	自 釧路町別保7丁目191番1地先の別保川トンネルの下流端 至 釧路市貝塚3丁目59番3地先の釧路川合流点	自 釧路町別保7丁目191番1地先の別保川トンネルの下流端 至 釧路市貝塚3丁目59番4地先の釧路川合流点	北海道 太平洋沿岸東部	釧路港	
阿寒川	自 釧路市山花十四線132番地先のヌカマンベツ川合流点下流 至 海まで	自 釧路市山花十四線131番1地先のヌカマンベツ川合流点下流 至 海まで	北海道 太平洋沿岸東部	釧路港	釧路総合振興局 釧路建設管理部
	自 釧路市阿寒町中阿寒十八線41番5地先の阿寒川橋下流端 至 釧路市山花十四線132番地先のヌカマンベツ川合流点	自 釧路市阿寒町中阿寒十八線40番1地先の阿寒川橋下流端 至 釧路市山花十四線131番1地先のヌカマンベツ川合流点	北海道 太平洋沿岸東部	釧路港	釧路総合振興局 釧路建設管理部
下辛川	自 釧路市阿寒町上舌辛二十二線20-1の知茶布川合流点 至 釧路市阿寒町新町1丁目33-1	自 釧路市阿寒町上舌辛二十一線14-9の知茶布川合流点 至 釧路市阿寒町富士見1丁目34-3	北海道 太平洋沿岸東部	釧路港	釧路総合振興局 釧路建設管理部
	自 釧路市阿寒町西徹別43-21 至 釧路市阿寒町上舌辛二十二線20-1の知茶布川合流点	自 釧路市阿寒町布伏内二十二線北55-5 至 釧路市阿寒町上舌辛二十一線14-9の知茶布川合流点	北海道 太平洋沿岸東部	釧路港	釧路総合振興局 釧路建設管理部

2 知事指定水防警報河川の基準水位（m）

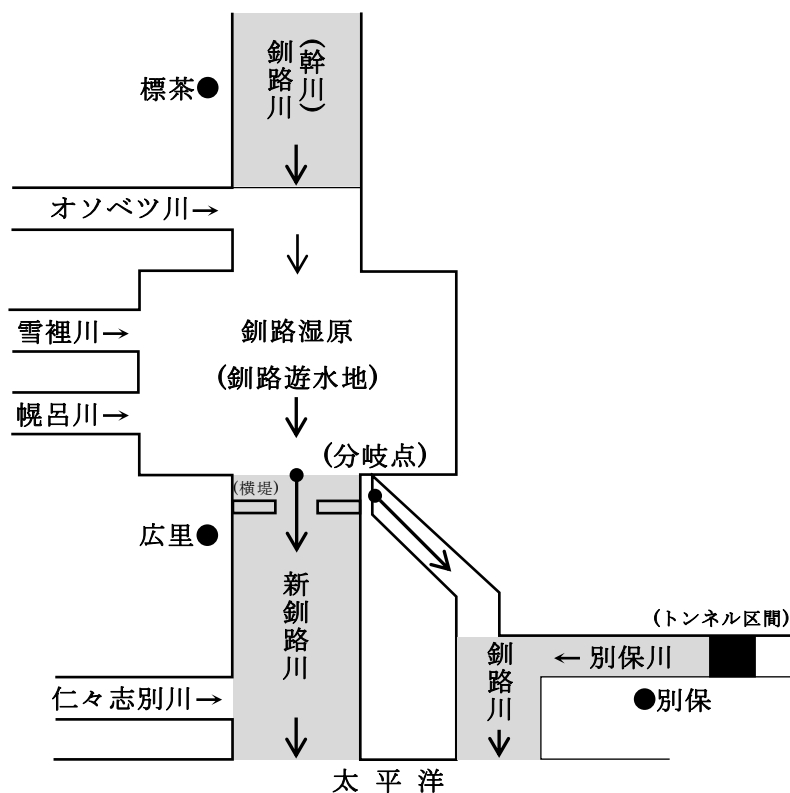
河川名	基準水位観測所			水防団 待機水位	—	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
	名称	河川位置	所在地	—	水防警報 (待機)	水防警報 (準備)	水防警報 (出動)	水防警報 (指示)
釧路川	釧路川 (別保川)	釧路川への合流点から5.1km	釧路町別保6丁目6番4地先	4.17	4.95	5.72	6.66	7.46
別保川				3.52	4.13	4.74	5.73	6.01
阿寒川	阿寒川 山花	海から10.5km	釧路市山花134番1地先	8.59	9.40	10.21	11.70	12.17
	阿寒川	海から28.2km	釧路市阿寒町中阿寒十八線	27.04	27.28	27.51	28.47	28.64
下辛川	下辛川 (十七線橋)	阿寒川合流点から1.7km	釧路市阿寒町上下辛十七線	27.52	27.98	28.44	29.29	29.79
	下辛川 (雪景橋)	阿寒川合流点から10.1km	釧路市阿寒町布伏内22線北	60.68	61.00	61.32	61.78	62.13

3 水防警報伝達系統図

知事（北海道釧路建設管理部）が行う水防警報の伝達系統図は次のとおり。



第5 釧路川水系の水防警報河川の略図



第6 津波に関する水防警報

国土交通大臣の指定河川について津波に関する水防警報があったとき、又は知事が指定した河川について津波に関する水防警報があったときは、知事から水防管理者に通知が行われる。なお、気象庁の津波警報が発表されると自動的に水防警報「待機」が発表されたとみなされる。

1 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおり。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	水防活動に従事する者の安全を確保した上で、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

第 5 節 水位情報の通知及び周知

法第 13 条の規定により、国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該水位に達したときは、知事からその旨の情報が通知されるとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知が行われる。

なお、本市においては、国土交通大臣が指定した水位周知河川の該当はない。

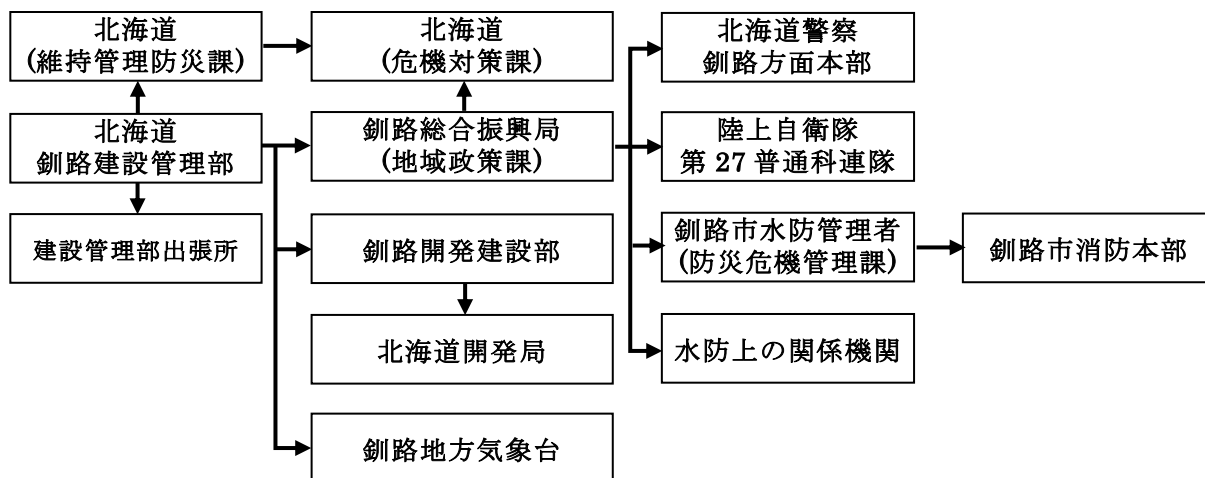
1 水位周知河川（知事指定）と水位情報（m）

水系	河川名	水位周知区間	基準水位観測所	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
釧路川	釧路川	自 別保川の合流点 至 幣舞橋上流端	別保川 水位 雨量局	4.17	5.72	6.66	7.46
	別保川	自 釧路郡釧路町別保 7丁目191番1地先 の別保川トンネル 下流端 至 釧路川への合流点		3.52	4.74	5.73	6.01
阿寒川	阿寒川	自 釧路市山花十四線 132番地先のヌカ マンベツ川合流点 下流 至 海	阿寒川 山花	8.59	10.21	11.70	12.17
		自 釧路市阿寒町中阿 寒十八線40番1地 先の阿寒橋下流端 至 釧路市山花十四線 132番地先のヌカ マンベツ川合流点 下流	阿寒川	27.04	27.51	28.47	28.64
	下辛川	自 釧路市阿寒町上舌 辛二十二線20-1の 知茶布川合流点 至 釧路市阿寒町新町 1丁目33-1	下辛川 (十七線橋)	27.52	28.44	29.29	29.79
		自 釧路市阿寒町西徹 別43-21 至 釧路市阿寒町上舌 辛二十二線20-1の 知茶布川合流点	下辛川 (雪景橋)	60.68	61.32	61.78	62.13

※ 釧路川には旭橋水位観測所が設置されているが、潮位の影響を受けて降雨時の水位上昇の精度確保が難しいため、近傍の水位観測である別保川水位観測所において、釧路川の危険水位換算水位を定めている。

2 水位情報の伝達系統図

知事が行う水位到達情報の伝達系統図は、次のとおりである。



第3章 雨量・水位等の通報及び公表

第1節 水位等の通報・公表

第1 水位の通報・公表

1 本市の区域に係る主な雨量観測所、水位観測所、検潮所、海面監視場所は次のとおり。

ア 雨量観測所

所轄区分	観測所名	水系名	河川名	位置	摘要
気象庁	釧路	釧路川	—	幸町	気象
	阿寒	阿寒川	—	阿寒町中央	気象
	中徹別	阿寒川	—	阿寒町徹別中央34線	気象
	阿寒湖畔	阿寒川	—	阿寒町阿寒湖温泉	気象
	鶴丘	阿寒川	—	鶴丘	空港
	二俣	音別川	—	音別町音別原野基線	気象
北海道	仁々志別川	釧路川	仁々志別川	阿寒町中仁々志別29線	通報
	阿寒川	阿寒川	阿寒川	阿寒町徹別原野92番	通報
	阿寒川山花	阿寒川	阿寒川	山花	通報
	舌辛川	阿寒川	舌辛川	阿寒町西阿寒22線	通報
	星が浦川	星が浦川	星が浦川	星が浦大通5丁目	通報
	音別川	音別川	音別川	音別町茶安別182番	通報
	幣舞	釧路川	—	南大通2	砂防

イ 水位観測所

所轄区分	観測所名	河川名	位置	通報水位等 (m)			摘要
				水防団 待機水位	氾濫 注意水位	氾濫 危険水位	
北海道 開発局	広里	新釧路川	釧路市広里	2.40	2.60	5.10	
	鳥取	新釧路川	釧路市鳥取橋	0.80	1.00	—	
北海道	釧路川旭橋	釧路川	釧路市旭橋	1.05	1.20	1.33	通報
	仁々志別川	仁々志別川	昭和町2丁目	1.72	2.72	3.62	通報
	阿寒川山花	阿寒川	山花134番	8.59	10.21	12.17	通報
	阿寒川大楽毛	阿寒川	大楽毛76番	2.04	3.13	4.20	通報
	舌辛川	舌辛川	上舌辛17線	27.52	28.4	29.79	通報
	星が浦川	星が浦川	星が浦大通5	1.17	1.76	2.15	通報
音別川	音別川	音別町緑町2	7.20	7.70	10.31	通報	

※摘要欄に通報と記載しているのは、関係機関へ水位・雨量通報の対象となる観測所。

ウ 検潮所

港名	管理者	位置	種別	備考
釧路港	釧路地方气象台	釧路市港町4番地	潮位	TP+ 2.058

エ 海面監視場所

位置	区分	実施機関
釧路川、新釧路川、阿寒川、音別川、庶路川、茶路川、和天別川	海面河川監視	中央消防署 西消防署 釧路市消防団
港町、知人、千代ノ浦、桂恋、大楽毛地区		
中央埠頭、北埠頭、南埠頭、副港、西港		
音別パシクル海岸防災カメラ	海面監視	釧路市（動画）
生涯学習センター防災カメラ	川面（潮位）監視	釧路市（動画）
MOO防災カメラ		
音別川防災カメラ		
舌辛川防災カメラ		

2 水位の通報

北海道開発局及び北海道の所管する観測所の水位が水防団待機水位を超えた時の通報は、その水位データを国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより行われる。

3 障害時の水位の通報

北海道開発局及び北海道の所管する観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、電話又は防災行政無線により通報することになっているが、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行われる。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

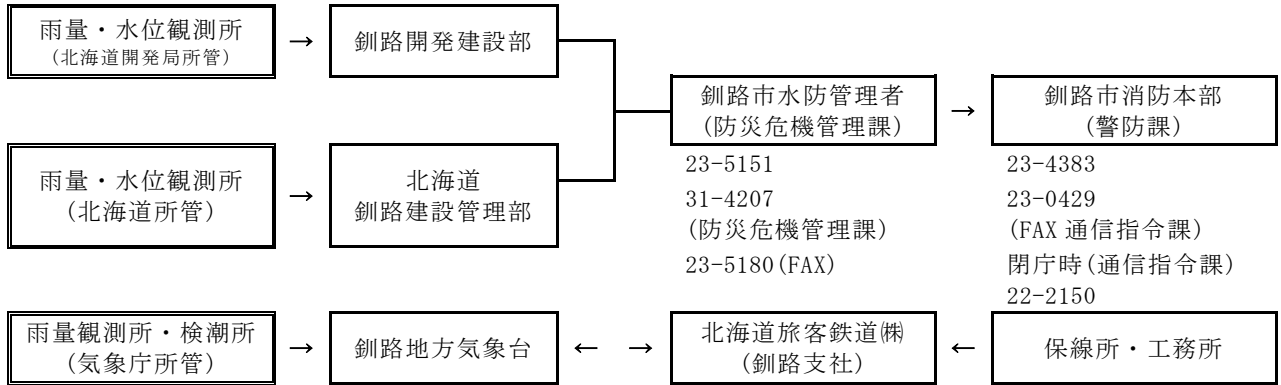
4 水位の公表

北海道開発局及び北海道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページで常時公表しており、法第12条の規定による氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの水位の公表は、前記のホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載して行われる。

国土交通省「川の防災情報」
<https://www.river.go.jp/>
<https://www.i.river.go.jp/>（携帯電話用）

国土交通省「市町村向け川の防災情報」
<https://city.river.go.jp/>
 （注：ID・パスワードにより利用、携帯電話用有り）

5 水位等通報系統図



第2 雨量の通報

1 雨量の通報

気象庁及び北海道の所管する観測所の雨量の通報は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより行われる。

2 障害時の雨量の通報

北海道の所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を電話又は防災行政無線により通報することになっているが、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行われる。

- (1) 降雨開始から 24 時間以内に 60mm 以上の降雨があったとき。
- (2) 1 時間雨量が 25mm（融雪期 10mm）に達したとき。

第3 潮位の通報

国土交通省及び気象庁が所管する検潮所の潮位の通報は、国土交通省防災情報センター「潮位情報リンク」及び気象庁「潮位観測情報」ホームページに掲載することにより行われる。

第2節 水防管理者等の情報収集

第1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている国土交通省及び気象庁の防災情報、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集を行う。

1 市町村向けの防災情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	http://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、 レーダー観測情報、 水防警報、洪水予報等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、潮位、レーダー・ナウキャスト
気象警報・注意報	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning	
台風情報 (台風経路図)	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=typhoon	
指定河川洪水予報	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/flood.html	
大雨危険度	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning_level	
今後の雨 (1時間降水量)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan	
キキクル(土砂災害危険度分布)	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land	
キキクル(浸水害危険度分布)	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund	
キキクル(洪水害危険度分布)	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood	

2 一般向けの防災情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ （携帯電話用）	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、潮位 レーダー・ナウキャスト
気象警報・注意報	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning	
台風情報（台風経路図）	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=typhoon	
指定河川洪水予報	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/flood.html	
大雨危険度	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning_level	
今後の雨（1時間降水量）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan	
キキクル（土砂災害危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land	
キキクル（浸水害危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund	
キキクル（洪水害危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood	

第2 潮位の観測等

津波及び高潮のおそれがあると認められるときは、インターネットで公開されている防災情報や防災カメラ等を活用し、風向、風速及び潮位について次のような事項を観測する。

- (1) 風向、風速（平均）の概要
- (2) 潮位と物揚場岸壁及び防潮堤防の上端の高さとの差
- (3) 波高（潮位の高さの平均から波頭までの高さ）及び防潮堤の上端までの余裕

第4章 ダム・水門等の操作

本市の区域内における水防上重要な水門等は資料編のとおりである。なお、本市の区域には、ダムに該当する施設はない。

第1 水門等の操作

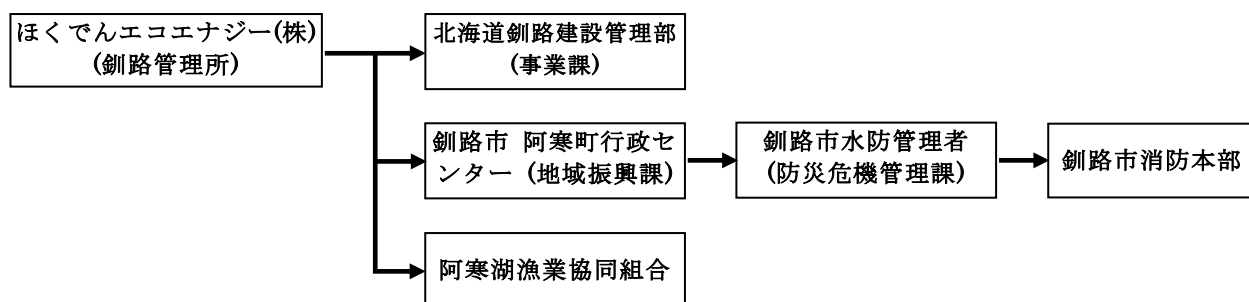
- 1 河川区間の水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時には適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。
- 2 水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2 河口部の水門等（津波・高潮）

- 1 河口部の水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。
- 2 河口部・海岸部の水門等の管理者は、津波警報が発令された場合には、津波浸水予想区域内にある水門等を安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、操作規則等に基づき的確な操作を行うものとする。

第3 各施設の操作及び連絡

- 1 水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。
- 2 「ほくでんエコエナジー株式会社」は、阿寒湖の取水設備において、異常気象等により放流等を行うときには、次の系統により放流に関する事項について関係機関へ連絡を行うものとする。



第5章 通信連絡

第1 水防通信網の確保

1 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

2 水防管理団体の通信施設

本市の通信連絡は、一般有線通信によるほか、防災行政無線、北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）等を用いて行う。

3 連絡責任者

水防管理団体及び水防関係機関は連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ相互に通知するものとする。

第2 東日本電信電話株式会社の「非常扱いの通話」の利用

1 非常扱いの通話

天災、事変その他非常事態の発生、又は発生する恐れがあるときに、公衆電話施設を「非常扱いの通話」として次の通り優先使用することができる。

通話内容	機関等
洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報、又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間

2 非常扱いの通話の申込方法

「非常扱いの通話」は、原則として、あらかじめ東日本電信電話株式会社に登録した番号の加入電話（災害時優先電話）から申し込むものとする。

第3 他機関の電気通信設備の優先利用等

法第27条の規定により、水防管理者及び消防機関の長は、水防上緊急を要する通信のため、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力ネットワーク株式会社通信施設
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 第一管区海上保安本部通信施設
- (7) 自衛隊通信施設

第4 通信連絡系統

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡の方法は、次による。

機関名	連絡責任者	通信系統		
		第1系統	第2通信手段	第3通信手段
釧路開発建設部	防災対策官	24-7364 FAX 25-9022	電子メール	使送 450m
釧路開発建設部	釧路河川事務所長	21-5500 FAX 24-6839	電子メール	使送 450m
釧路地方気象台	防災管理官	31-5110 FAX 31-5147	電子メール	使送 450m
釧路海上保安部	警備救難課長	23-3283 FAX 32-2580	電子メール	使送 800m
海上保安庁 釧路航空基地	業務統括監理官	57-4118 FAX 57-2032	電子メール	使送 20 km
陸上自衛隊	第27普通科連隊 第3科長	40-2011(262)	電子メール	使送 7.5 km
北海道 釧路総合振興局	地域政策課主幹	43-9144 FAX 42-2166	北海道総合行政情報ネットワーク 6710-2191	電子メール 使送 1.4 km
北海道 釧路建設管理部	管理課長	23-0561 FAX 25-4633	北海道総合行政情報ネットワーク 6732-3-230	電子メール 使送 1.8 km
北海道 釧路建設管理部	事業課長	23-1565 FAX 23-1570	北海道総合行政情報ネットワーク 6732-3-120	電子メール 使送 1.8 km
釧路警察署	警備課長	23-0110 (460)	電子メール	使送 250m
NTT東日本	釧路支店設備部長	21-3203	電子メール	使送 200m
北海道電力ネットワーク株式会社	釧路支店企画総務 グループリーダー	23-5811	電子メール 衛星携帯電話	使送 50m
NHK	釧路放送局放送部長	41-9192	電子メール 衛星携帯電話	使送 1.5 km
FMくしろ	放送局長	47-0946	電子メール 衛星携帯電話	使送 3.2 km
釧路市	総務部 防災危機管理監	23-5151 FAX 23-5180	北海道総合行政情報ネットワーク 6720-3-2210	電子メール 衛星携帯電話
	阿寒町行政センター 地域振興課長	66-2121	電子メール	衛星携帯電話
	音別町行政センター 地域振興課長	01547-6-2231	電子メール	衛星携帯電話
釧路市消防本部	警防課長	23-4383 22-2150 (夜間・休日)	北海道総合行政情報ネットワーク 6720-3-6628	衛星携帯電話 使送 750m

※使送の距離は、市役所本庁舎から各機関までの道なりの距離を表している。

第6章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

第1 市の水防資器材

- 1 水防管理者は水防作業の実施に伴う水防資器材を備蓄する。
本市における、水防資器材の備蓄場所及び備蓄状況は資料編のとおりである。なお、消耗資材については市が保有するもののほか、必要に応じ発注調達する。
- 2 水防用土砂採取場の調査
水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂の量を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。本市における水防用土砂の堆積場所は次のとおりとする。

土砂堆積場所	住 所
都市整備部 道路維持事業所	釧路市古川町 28 番地

第2 北海道の水防資器材の払い出し

本市区域の水防活動に必要な水防資器材に不足を生じ、他に調達方法がないときには、北海道釧路総合振興局釧路地区防災資器材備蓄センター等の水防資器材の使用を要請し、払い出しを受けるものとする。

第3 国の災害対策用機械の貸し出し

本市区域の水防活動に災害対策用機械が必要となったときには、釧路開発建設部に出動要請し、北海道開発局が保有する災害対策用機械の貸し出しを受けるものとする。

第2節 輸送の確保

第1 輸送路線の確保

水防管理者は、経路等についてあらかじめ調査し、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保する。

第2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、(社)釧根地区トラック協会、日本通運(株)釧路支店、赤帽釧路及び他の機関に応援を要請、又は民間車両を借上げる。

第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所

第1節 巡視及び警戒

第1 河川等の巡視

水防管理者、消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めることができる。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。

第2 非常警戒

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、重要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに釧路総合振興局長及び河川等の管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれるおそれがある箇所の水位の上昇
- (5) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構築物と堤防との取り付け部分の異常

第2節 重要水防箇所

水防管理者等は、随時、重要水防箇所を中心に区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

本市の区域内の河川等における重要水防箇所は、資料編のとおりである。

第 8 章 水防組織

第 1 節 市の水防組織

本市では、釧路市災害対策本部条例（平成 17 年釧路市条例第 230 号）及び釧路市災害対策本部等運営規程（平成 17 年釧路市訓令第 68 号）の定めるところに準じ、釧路市水防本部（以下「水防本部」という。）により水防に関する事務を処理する。

なお、釧路市水防地域本部における水防に関する事務及び水防業務の大綱については水防本部に、また、釧路市水防本部及び釧路市水防地域本部の組織は、釧路市地域防災計画（風水害等対策編）第 3 章第 1 節「組織体制」の定めるところに準ずる。

第 1 市の水防組織

1 災害対策本部

市に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 の規定に基づく災害対策本部が設置されたときは、水防に関する事務は災害対策本部において行う。

2 警戒配備等

状況等により水防本部設置に至らない段階での水防に関する事務は、市各部課の事務分掌及び釧路市災害対策本部等運営規程に定める業務分担の例により、これを行う。

第 2 水防計画の調査

法第 33 条の規定に基づく水防計画の調査審議は、釧路市防災会議が行う。

第 3 水防に関する班における業務の大綱

班 及 び 班 長	業 務 分 担	班 員
総務班 ◎総務部長 ○防災危機管理監 ○職員監 ○総務課長	1 水防本部に関すること。 2 釧路市防災会議その他水防関係機関に対する要請及び連絡調整に関すること。 3 災害情報及び被害状況の取りまとめに関すること。 4 各班との連絡調整に関すること。 5 各班の非常配置人員の把握及び調整に関すること。 6 水災害時の車両配車に関すること。 7 水防従事者に対する食糧調達に関すること。 8 水防用資材の調達に関すること。	総務部職員

班 及 び 班 長	業 務 分 担	班 員
【総合政策班】 ◎総合政策部長 ○自治体戦略担当部長 ○男女平等参画推進参事 ○都市経営課長 ○市民協働推進課長 ○秘書課長	1 住民の避難広報に関する事。 2 報道機関との連絡に関する事。	総合政策部職員
【財政班】 ◎財政部長 ○財政課長 ○公有資産マネジメント推進参事 ○市有財産対策室長 ○市民税課長	1 避難施設の開設及び管理に関する事。 2 住民の避難誘導に関する事。	財政部職員
【都市整備班】 ◎都市整備部長 ○都心部まちづくり推進部長 ○道路河川課長 ○道路維持事業所長 ○道路管理主幹 ○道路・雪対策主幹	1 河川、海岸及び橋梁等の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 河川の巡視に関する事。 3 水防作業用車両及び機械の確保並びにその運用に関する事。	都市整備部職員
【水産港湾空港班】 ◎水産港湾空港部長 ○水産統括監 ○港湾空港課長 ○みなと活性化主幹 ○計画・物流主幹 ○施設管理主幹 ○副港整備推進主幹	1 海面監視に関する事。 2 港湾関係被害の調査及び応急復旧対策に関する事。 3 救助物資等の海上運送に関する事。 4 水産被害の調査及びその援護に関する事。	水産港湾空港部職員
【上下水道班】 ◎公営企業管理者 ○上下水道部長 ○上下水道部総務課長 ○上下水道部下水道建設管理課長	1 下水道関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 下水道関係施設の浸水防止及び排水に関する事。	上下水道部職員
【消防班】 ◎消防長 ○消防本部警防課長	1 災害情報及び気象情報の収集に関する事。 2 緊急通信連絡に関する事。 3 河川の巡視に関する事。 4 住民広報及び避難広報に関する事。 5 水防作業及び水防工法に関する事。 6 被災地における人命救助並びに行方不明者の捜索及び遺体収容に関する事。	消防本部職員 各消防署職員

※ 左欄の◎印は班長を、○印は副班長を示す。

第 2 節 消防機関の組織

消防機関の組織（消防部隊編成）、署等の配置及び各署の管轄区域は次のとおり。

1 消防部隊編成表

1 釧路市消防部隊編成表

消防本部部隊編成			消防団部隊編成	
指令本部	方面本部名	消 防 隊 名	救 急 隊 名	分 団 名
		指揮隊		
		東救助隊 東救助車 災害支援車 東化学車 中央予備車 2	東救急隊 東救急車 予備救急車 2	港陽東分団 第 3 分団 第 4 分団 第 10 分団 第 11 分団 第 14 分団
		桜ヶ岡隊 桜ヶ岡車 東予備車		
	中央方面本部	中央特救隊 中央特救車 中央救工車 中央小型梯子車 中央梯子車 中央スノーケル車 中央予備車	中救急隊 中央救急車 予備救急車	五七分団 第 6 分団 第 8 分団 文苑分団
		愛国隊 愛国車 愛国水利車	愛国救急隊 愛国救急車	
		西救助隊 西救助車 西化学車 西予備車	西救急隊 西救急車	第 9 分団 昭和丹頂分団 第 12 分団 第 13 分団
		大楽毛隊 大楽毛車 大楽毛水槽車		
		阿寒隊 阿寒先攻車 阿寒水槽車	阿寒救急隊 阿寒救急車	阿寒第 1 分団 阿寒第 2 分団 阿寒第 3 分団
	西方面本部	阿寒湖隊 阿寒湖先攻車 阿寒湖梯子車	阿寒湖救急隊 阿寒湖救急車 阿寒湖予備救急車	
		音別隊 音別先攻車	音別救急隊 音別救急車	音別第 1 分団 尺別消火班 直別消火班 二俣消火班
		白糠隊 白糠先攻車 白糠水槽車 白糠 2 号車	白糠救急隊 白糠救急車 白糠予備救急車	
				団指令本部

第9章 水防活動

第1節 非常配備体制

第1 市の警戒・非常配備体制

1 警戒・非常配備体制

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は警戒・非常配備体制により水防業務を処理するものとする。

水防管理者の発する配備体制は、釧路市災害対策本部等運営規程に定める警戒・非常配備体制基準に準ずる。

2 市の配備体制基準

種別	配備時期	配備内容
注意体制	1 市域に各種警報が発令されたとき	[関係職員待機] 総務班、消防班の関係職員 ※ 所属長の判断によっては自宅待機
警戒配備	1 水防活動の利用に適合する予報及び警報が継続され、洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき 2 洪水予報又は水防警報の通知を受けたとき 3 津波注意報が発表されたとき 4 市域内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らないとき	[災害警戒本部] 総務班、総合政策班、財政班、福祉班、こども保健班、産業振興班、都市整備班、水産港湾空港班、上下水道班、教育班及び消防班の班長並びに各班で水防活動に必要な職員 [災害警戒地域本部] 各行政センターにおいて、水防活動上必要な各班の職員
第一非常配備	1 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき 2 洪水、津波又は高潮等により住家や人的被害が発生し、さらに被害拡大が予想されるとき 3 津波警報が発表されたとき 4 災害対策を実施する体制が必要と市長が認めるとき	[災害対策本部] 各班の課長相当職以上の職員 災害の状況により各班で水防活動上必要な職員 関係各班において、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする
第二非常配備	1 大津波警報が発表されたとき 2 洪水、津波又は高潮等により多くの住家や人的被害が発生し被害拡大が予想されるとき 3 多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき 4 交通障害や生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき 5 市内全域で災害が発生し、災害対策を全市的に実施する体制が必要と市長が認めるとき	災害対策本部の全班、全職員をもって災害対策に当たる

3 消防機関の非常配備体制基準

種別	配備時期	配備内容
第一非常配備 (待機)	1 水防警報河川に水防警報(待機)が発令されたとき 2 大雨等の警報が発表され局地的な被害が予想され、水防活動の待機を必要と認めたとき 3 知事から、待機の指示を受けたとき 4 その他本部長が認めたとき	1 司令本部 ア 司令本部長 イ 副司令本部長 ウ 各班長 エ 各班長が指定した職員 2 方面本部 ア 各方面本部長
第二非常配備 (準備)	1 水防警報河川に水防警報(準備)が発令されたとき 2 大雨警報、洪水警報が発表され、河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき 3 知事から、準備の指示を受けたとき 4 その他本部長が認めたとき	第一非常配備の体制に加え 1 司令本部 ア 各副班長 イ 本部長付 ウ 各班長が指定した職員 2 方面本部 ア 方面担当員 イ 方面本部長が指定した職員 ウ 予備隊を編成するための職員 エ 消防力強化のため必要な職員
第三非常配備 (出動)	1 水防警報河川に水防警報(出動)が発令されたとき 2 大雨警報、洪水警報が発表され、雨量、水位、流量その他状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき 3 市域に特別警報(大雨・高潮・波浪)が発表されたとき 4 潮位が上昇して被害が発生するおそれがあるとき 5 知事から、出動の指示を受けたとき 6 その他本部長が認めたとき	1 全職員

非常配備体制の範囲については、区域限定される場合がある。

第2節 警戒区域

第1 警戒区域の設定

法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

第2 警察官の警戒区域の設定

前項の場所においては、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、関係機関は安全な場所まで避難完了に要する時間等を考慮して作業に当たり、危険性が高いと判断したときは自身の避難を優先する。

第4節 避難のための立ち退き

水害による避難のための立ち退きの指示等は、次に定めるところによる。

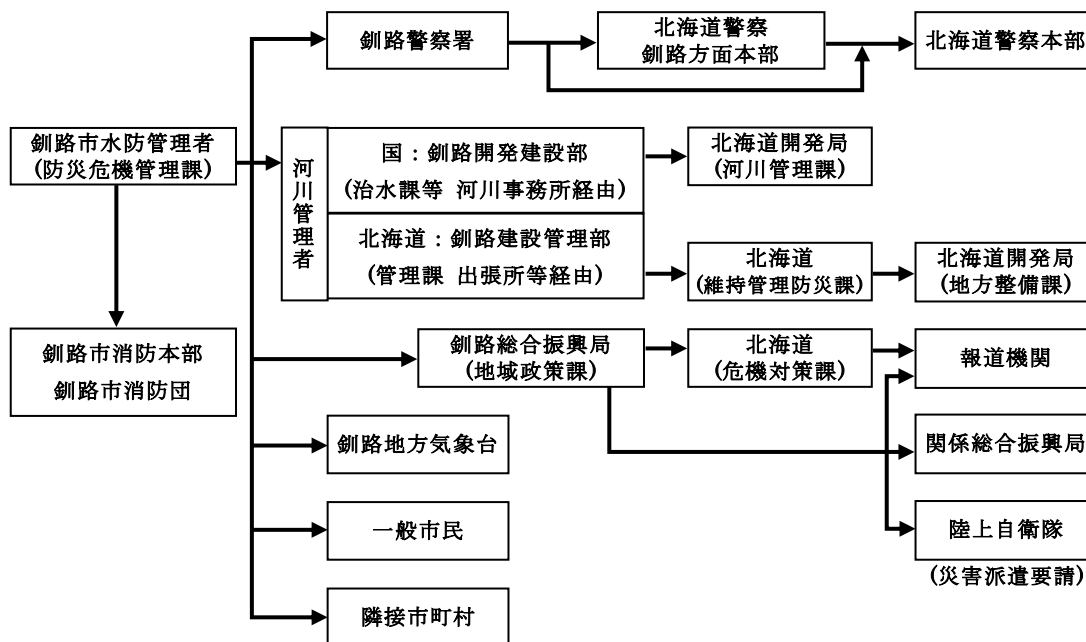
- 1 法第 29 条の規定により、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者又は消防機関の長は、必要と認める区域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示することができる。
- 2 この場合、事前に釧路警察署長に通知し、指示を出したのちには釧路総合振興局長にその旨を速やかに通知する。
- 3 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。
- 4 水防に係る避難場所については、釧路市地域防災計画に定める指定避難施設のうちから災害の状況等を勘案し、水防管理者が開設を指示する。また、避難場所には市職員を配置するなどして受け入れ体制を速やかにとらなければならない。

第5節 決壊・越水の通報

第1 決壊・越水の通報

法第 25 条の規定により、水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



(注) 消防機関の長、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記の通報図に準じて通報を行う。

第2 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第6節 水防解除

第1 市の配備体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき水防警報が解除されたとき等には、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知し、釧路総合振興局長にその旨を報告する。

第2 消防機関の非常配備体制の解除

消防機関の長は、水位の低下等により水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときには、消防機関の非常配備体制を解除する。

第10章 協力及び応援

第1 河川管理者の協力

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、河川管理者（北海道開発局長又は知事）に対し、次のような協力を求めることができる。

1 北海道開発局長の協力

河川管理者（北海道開発局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- オ 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン(災害対策現地情報連絡員)の派遣)

2 知事の協力

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

第2 水防管理団体相互間の応援

法第23条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた者は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。

第3 警察官の援助の要求

法第22条の規定により、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ釧路警察署長と協議しておくものとする。

第4 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により、水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、釧路市地域防災計画の定めるところにより、知事（釧路総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第 1 1 章 水防信号、水防標識及び身分証票

第 1 節 水防信号

法第21条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

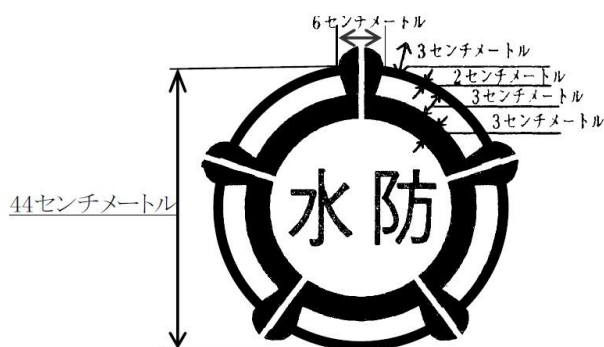
- 1 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 2 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 4 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- 5 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警 鐘 信 号	サイ レ ン 信 号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第 2 信号	○-○-○ ○-○-○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第 4 信号	乱 打	約 1分 5秒 1分 ○-休 止-○

- ※ 信号は、適宜の時間継続すること。
- ※ 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- ※ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第 2 節 水防標識

法第 18 条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



第 3 節 身分証票

第 1 身分証票

法第 49 条の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する市の職員の身分証票は、道の職員の身分証書に準じ次のとおりとする。

(表)

第 号
水防立入調査員証
所属
職名
氏名
上記の者は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 49 条第 1 項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。
年 月 日
釧路市水防管理者 釧路市長 印

(裏)

水防法(抜粋)
第 18 条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は、消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

※ 寸法は縦 9 c m × 横 6 c m

第 1 2 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

第 1 費用負担

法第 41 条の規定により、本市の水防に要する費用は本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理者の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理者が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理者と本市が協議して定めるものとする。

第 2 利益を受ける市町村の費用負担

法第 42 条の規定により、本市の水防によって他の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部を、利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、水防管理者間で協議して定めるものとし、当該協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請するものとする。

第 2 節 公用負担

第 1 公用負担

法第 28 条の規定により、水防管理者又は消防機関の長が、水防のため緊急の必要があるときに行使することができる、公用負担に係る権限は次のとおりである。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは取用
- (3) 車両その他運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他障害物の処分

第 2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第 号	公用負担権限委任証		
	住 所 職 名 氏 名		
上記の者に	区域（地区）における水防法第 28 条第 1 項の権限の		
行使について委任したことを証明する。			
平成	年	月	日
委任者	釧路市水防管理者 釧路市長		印

（縦 9 センチメートル 横 6 センチメートル）

第3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずるものに交付する。

第 号			
公 用 負 担 命 令 票			
住 所			
氏 名			
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。			
1. 目的物			
(1)	所在地		
(2)	名 称		
(3)	種 類		
(4)	数 量		
2. 負担内容			
(使用・収用・処分等について詳記すること)			
平成	年	月	日
命令者	職	氏 名	印

(日本工業規格A4版)

第4 損失補償

法第28条の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第 13 章 水防報告

第 1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに釧路総合振興局長に報告する。

- (1) 消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき

第 2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、延滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告を作成の上、所定の期日までに釧路総合振興局長に報告する。

水防活動実施報告書は、北海道水防計画で定める様式で作成する。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

第 14 章 水防訓練

法第 32 条の 2 の規定により、水防管理者は、毎年 1 回以上水防訓練を実施し、消防機関の職員及び水防活動に従事する者を対象とする水防に関する技能訓練を実施し、水防体制の強化を図る。

第 15 章 災害補償等

第 1 消防団員等の公務災害補償

法第 6 条の 2 の規定により、消防団長又は消防団員が公務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、釧路市の消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年釧路市条例第 234 号）の定めるところにより補償を行う。

第 2 水防に従事した者の災害補償

居住者等が法第 24 条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、釧路市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年釧路市条例第 234 号）の定めるところにより補償を行う。

第 16 章 水防協力団体

第 1 水防協力団体の指定

法第 36 条の規定により、水防管理者は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる

水防管理者は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

第 2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、消防機関との密接な連携の下に次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第17章 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

第1節 洪水浸水想定区域

第1 洪水浸水想定区域

浸水想定区域とは、法第10条、第11条、第13条の規定により指定された河川が、堤防の決壊等により氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、法第14条の規定により、本市の区域では、新釧路川、釧路川、別保川の洪水浸水想定区域が指定され、公表されている。

本市では公表された洪水浸水想定区域による洪水ハザードマップを作成し、水害に対する避難体制等について市民への周知啓発を図る。

第2 洪水浸水想定区域の指定公表状況

法第14条の規定により、北海道開発局及び北海道が公表した本市の区域における、洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表の状況は次のとおりである。

管理者	河川名	洪水浸水想定公表年月日	洪水浸水想定HPアドレス
北海道開発局	釧路川	H28. 6. 30	http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/kasen/sinsui/index.html
北海道開発局	新釧路川	H28. 6. 30	http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/kasen/sinsui/index.html
北海道	釧路川	H30. 6. 29	https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html?area_kk10
北海道	別保川	H30. 6. 29	https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html?area_kk10
北海道	阿寒川	R5. 3. 10	https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html?area_kk10
北海道	舌辛川	R5. 3. 10	https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html?area_kk10

第3 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

釧路市防災会議は、釧路市地域防災計画において洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 洪水浸水想定区域内に法第15条の規定による地下街等及び要配慮者利用施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地

第4 洪水・津波ハザードマップ等の配布

法第15条の規定により、本市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布するなど周知している。

また、洪水ハザードマップのほか、津波ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップに記載した事項を市のホームページへ掲載し、住民が提供を受けることができる状態とするほか、これらのハザードマップを有効活用し、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを醸成し、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難を図る。

第2節 洪水浸水想定区域内における情報提供

第1 洪水浸水想定区域内における地下施設等への情報提供

1 対象とする施設の範囲

(1) 地下街等の地下施設

法第15条の規定に基づき、洪水浸水想定区域内の地下街等で利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は、次のとおりとする。

なお、本市の区域においては対象となる地下街等はない。

不特定多数のものが利用する地下街、地下施設（洪水浸水想定区域内に限定）

(2) 要配慮者利用施設

法第15条の規定に基づき、洪水浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

- | |
|--|
| ① 社会福祉法第2条に規定される「社会福祉事業」を営む事業所の内、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、児童養護施設、救護施設等 |
| ② その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、病院・診療所（有床施設のみ）等 |

本計画で定める災害時要配慮者利用施設の名称及び所在地については資料編に定め、それらの施設については避難確保計画等の作成を促していくものとする。

2 避難情報等の伝達方法

本市では、上記で定めた施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、避難情報等をテレビ、ラジオ、インターネット等のほか、電話、FAXにより確実に伝達を行う。

第2 市民に対する周知

水防管理者は、入手した防災情報を、情報伝達設備や報道機関を通じて市民や自主防災組織等へ伝達し、自主的な水防活動や避難行動を促す。

また、洪水等による避難指示等を発令又は解除したときは、避難対象区域内の居住者等へ、避難指示等の内容を、次の手段で迅速かつ的確に伝達して周知する。

- (1) 市役所、消防機関、警察署の車両による関係地区の巡回広報
- (2) 防災行政無線、FMくしろ、防災メール、緊急速報メールによる情報伝達
- (3) ラジオ・テレビ等による放送

釧路市水防計画

資料編

目次

資料 1	北海道開発局及び北海道管理区間の重要水防区域.....	45
資料 2	釧路市指定重要水防箇所.....	46
資料 3	水門（樋門）等の設置場所.....	50
資料 4	監視分担	53
資料 5	水防器機材	56
資料 6	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	57

資料1 北海道開発局及び北海道管理区間の重要水防区域

1 北海道開発局管理（釧路開発建設部区間）重要水防区域

No.	水系名	河川名	位置名称	距離標 (km)	危険区間 延長(km)	重要度	種別	備考
1	釧路川	新釧路川	- (JR)新釧路川橋梁	-0.04	-	B	工作物	
2	釧路川	新釧路川	- (市) 新川橋	-0.01	-	B	工作物	
3	釧路川	新釧路川	- (市) 鳥取橋	1.05	-	B	工作物	
4	釧路川	新釧路川	左岸 釧路市街地築堤	4.20-4.60	0.4	-	(堤防)	
5	釧路川	新釧路川	右岸 釧路市街地築堤	4.20-4.60	0.4	-	(堤防)	

2 北海道管理（釧路建設管理部区間）重要水防区域

No.	水系名	河川名	左右岸	起点・終点の位置			重要水防 区域延長 (km)	重要度	築堤 の有無	備考	
				地区名	位置・名称	距離 (km)					
1	釧路川	アセツリ川	右岸	起点	古川町	釧路川との合流点	0.00	1.50	B	有	樋門
				終点	愛国東1丁目	(市) 共栄橋通	1.50				
2	釧路川	仁々志別川	左岸	起点	昭和町1丁目	新釧路川との合流点	0.00	2.60	B	無	樋門
				終点	北園1丁目	(市) 昭園人道橋から0.15km上流	2.60				
3	釧路川	仁々志別川	右岸	起点	鳥取大通1丁目	新釧路川との合流点	0.00	4.00	B	無	樋門
				終点	鶴野	(道)平成橋から0.2km上流	4.00				
4	阿寒川	舌辛川	左岸	起点	下布伏内	(道)布伏内橋	8.80	1.50	B	有	樋門
				終点	上布伏内	(市)雪景橋	10.30				
5	阿寒川	舌辛川	右岸	起点	中布伏内	(道)古潭橋	9.90	0.40	B	有	
				終点	上布伏内	(市)雪景橋	10.30				
6	阿寒川	阿寒川	右岸	起点	阿寒町北町2丁目	(道)阿寒川橋から0.75km下流	27.45	0.75	B	無	
				終点	阿寒町中阿寒18線	(道)阿寒川橋	28.20				
7	星が浦川	星が浦川	左岸	起点	星が浦大通4丁目	(国)野嵐橋	0.90	0.50	B	無	
				終点	星が浦北4丁目	(市)星竜橋	1.40				
8	星が浦川	星が浦川	右岸	起点	星が浦大通5丁目	(国)野嵐橋	0.90	0.50	B	無	
				終点	星が浦北5丁目	(市)星竜橋	1.40				
9	音別川	音別川	左岸	起点	海光3丁目	河口	0.00	3.50	B	有	樋門
				終点	緑町2丁目	(市)川西橋	3.50				
10	音別川	音別川	左岸	起点	共栄2丁目	(市)川西橋	3.50	0.80	B	無	
				終点	共栄2丁目	(市)川西橋から0.8km上流	4.30				
11	音別川	音別川	右岸	起点	二俣	(道)初音橋	12.80	0.70	B	有	
				終点	二俣	(道)初音橋から0.7km上流	13.50				
12	釧路川	別保川	左岸	起点	貝塚3丁目	釧路川との合流点	0.00	0.60	B	有	樋門
				終点	貝塚4丁目	JR釧網本線鉄道橋から0.1km上流	0.60				
13	釧路川	別保川	左岸	起点	貝塚4丁目	JR釧網本線鉄道橋から0.4km上流	0.90	1.40	B	有	樋門
				終点	貝塚4丁目	JR根室本線鉄道橋から0.3km下流	2.30				
14	釧路川	別保川	右岸	起点	貝塚3丁目	釧路川との合流点	0.00	0.40	B	有	樋門
				終点	貝塚3丁目	釧路川との合流点から0.4km上流	0.40				
15	釧路川	武佐川	左岸	起点	別保原野	別保川との合流点	0.00	1.40	B	有	樋門
				終点	貝塚4丁目	JR根室本線鉄道橋	1.40				
16	釧路川	武佐川	右岸	起点	別保原野	別保川との合流点から0.30km上流	0.30	1.10	B	有	
				終点	貝塚4丁目	JR根室本線鉄道橋	1.40				

資料2 釧路市指定重要水防箇所

1 水防区域

北海道開発局管理重要水防区域及び北海道管理重要水防区域のほか、市域内の洪水の発生に対して、特に警戒を必要とする重要水防箇所は次のとおりとする。

番号	管理者	水系名	河川名	地区名	起点 (km)	要注意 区間長 (m)	築堤 の有無	摘要
1	国	釧路川	新釧路川	右岸:新富士町から 昭和まで 左岸:宝町から愛国 まで	河口から 0.2	両岸 4,200	有	工作物 新釧路 川緑地
2	道	阿寒川	阿寒川	大楽毛、大楽毛南 大楽毛西	河口	両岸 2,800	一部	堤防高 (流下能 力)
3	道	釧路川	釧路川	右岸:北大通から旭 町まで 左岸:大川町から材 木町まで	河口	右岸 3,500 左岸 4,400	一部	工作物 釧路川 リバー サイド 緑地
4	道	釧路川	仁々志別川	北斗(平穩橋)	釧路川合 流点より 13		無	工作物
5	道	春採川	春採川	千代ノ浦	河口から 0.1	両岸 500	無	河口閉 塞
6	道	阿寒川	阿寒川	上阿寒、中阿寒	舌辛川合 流点より 5.0	両岸 2,200	一部	堤防高 (流下能 力)
7	道	音別川	音別川	海光から共栄まで	河口	右岸 2,300	有	堤防高 (流下能 力)
8	市	阿寒川	大楽毛川	大楽毛西1丁目、 大楽毛西2丁目、大 楽毛	阿寒川合 流点	両岸 1,800	無	工作物 流下能 力
9	市	星が浦川	大楽毛公共 排水路	大楽毛南2~3丁目、 大楽毛2~3丁目、 大楽毛北2~3丁目	竜神川合 流点	両岸 1,500	無	工作物 流下能 力
10	市	星が浦川	星が浦川	鶴野	2級星が 浦川合流 点	両岸 1,600	無	流下能 力
11	市	星が浦川	中鶴野排水 路	鶴野 58番	準用星が 浦川合流 点	両岸 900	無	流下能 力
12	市	星が浦川	別途前川	星が浦南5丁目~新 富士	2級星が 浦川合流 点より 2.9	両岸 200	無	工作物 流下能 力
13	市	白樺川	白樺川	益浦4丁目	河口	両岸 500	無	流下能 力
14	市	岩見川	岩見川	益浦4丁目 (白樺下水終末処理 場排水路を含む)	河口	両岸 400	無	工作物 流下能 力
15	市	釧路川	セツリ 1号川	美原、愛国	堤内排水 路合流点	両岸 2,000	無	流下能 力

16	市	阿寒川 (阿寒湖)	ウグイ川	阿寒湖温泉 5 丁目 シュリコマベツ	阿寒湖から 0.14	両岸 600	無	流下能力
17	市	阿寒川 (阿寒湖)	チップ川	阿寒湖温泉 2 丁目 阿寒湖温泉 4 丁目	阿寒湖から 0.02	両岸 700	無	工作物 流下能力
18	市	阿寒川	仲町地区 排水路	仲町 2 丁目 旭町 1 丁目	オトンベ ツ川合流 部から 0.03	両岸 250	無	工作物 流下能力
19	市	阿寒川	旭川	下舌辛 旭町 2 丁目 旭町 1 丁目	阿寒川合 流部から 0.50	両岸 1,100	無	工作物 流下能力
20	市	阿寒川	旭町地区 排水路-2	旭町 3 丁目	下舌辛排 水路合流 部 (阿寒川 から 1.00)	両岸 200	無	流下能力
21	市	阿寒川	ウエンベツ 川	下舌辛	阿寒川合 流部から 0.20	左岸 1,100	無	工作物 流下能力
22	市	阿寒川	知茶布川	上舌辛 知茶布	舌辛川合 流部	右岸 1,000	無	工作物 流下能力
23	市	阿寒川	シュクシカラ川	布伏内	舌辛川合 流部から 1.00	両岸 600	一部	流下能力
24	市	音別川	ムリ川	下霧里	音別川合 流点より 5.0 及び 2.0	右岸 2,000 左岸 800	無	流下能力
25	市	音別川	ムリ川	上霧里	音別川合 流点より 6.0	両岸 500	無	流下能力
26	市	直別川	キナシベツ 川	キナシベツ	河口から 2.0	右岸 600	無	流下能力

※起点の欄～河口又は合流点から上流に向かって警戒区域までの距離を表示

2 市街地における低地等の浸水(内水氾濫)予想区域

大雨や融雪により、市街地の小河川や排水路、雨水下水道管等で処理しきれない水が低地に集まり、内水はん濫等によって浸水のおそれがある区域は、次のとおりである。

市街地における低地帯の浸水予想区域

番号	危険区域の現況			予想される被害		
	地区名	場所	面積 (ha)	災害要因	被害原因	被害予測内容
1	大楽毛西	大楽毛西1～2丁目 (まりも団地ほか)	26	大雪、融雪	小河川のはん濫	道路冠水、一般住家の浸水
2	大楽毛北	大楽毛北1～3丁目 (大楽毛ニュータウンほか)	47	大雨、融雪	排水路のはん濫 湿原からの流入	道路冠水、一般住家の浸水
3	星が浦	星が浦大通1～5丁目、 星が浦北1～5丁目	74	大雨、融雪	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
4	鶴野東	鶴野東1～5丁目	52	大雨、融雪	排水不良	道路冠水、一般住家・小学校 の浸水
5	中鶴野	中鶴野 (鶴野ニュータウンほか)	32	大雨、融雪	排水不良、 湿原からの流入	道路冠水、一般住家の浸水
6	昭和	昭和北1～3丁目	12.5	大雨、融雪	排水路のはん濫 湿原からの流入	道路冠水、一般住家の浸水
7	大川町	大川町1～6番地	1.5	大雨、高潮	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
8	千代ノ浦	千代ノ浦 春採1～2丁目	1.2	大雨 河口閉塞	小河川のはん濫	道路冠水、一般住家の浸水
9	益浦	益浦4丁目	6.4	大雨	小河川のはん濫	道路冠水、一般住家・倉庫の 浸水、海産干場の冠水
10	美原	美原2丁目、3丁目 愛国191番	45	大雨、融雪	排水不良、湿原 からの流入、小 河川のはん濫	道路冠水(市道、釧路中央 IC)、一般住家、病院の浸水
11	阿寒町本町市街地	中央3丁目、 北新町2丁目	25	大雨	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
12	阿寒町本町市街地	仲町2丁目、 旭町1丁目	18	大雨	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
13	阿寒町本町市街地	新町1丁目	10	大雨	阿寒川からの流 水	道路冠水、一般住家の浸水
14	阿寒町本町市街地	北町3丁目	0.3	大雨、融雪	排水不良、採草 畑からの流入	道路冠水、一般住家の浸水
15	阿寒町本町市街地	北新町1丁目	1.0	大雨	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
16	阿寒町布伏内	布伏内南	0.4	大雨	小河川のはん濫	道路冠水、一般住家の浸水
17	阿寒町阿寒湖温泉	阿寒湖温泉4丁目	0.25	大雨	小河川のはん濫	道路冠水、一般住家の浸水
18	阿寒町阿寒湖温泉	阿寒湖温泉2丁目	0.125	大雨	排水不良	道路冠水、 一般住家、ホテルの浸水
19	音別町音別市街地	海光3丁目	2.1	大雨	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
20	音別町音別市街地	朝日2丁目	0.3	大雨	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
21	音別町音別市街地	中園2丁目	0.3	大雨	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水

3 高波、高潮等危険区域

高波、高潮等により災害が予想され、警戒を必要とする区域は、次のとおりである。

高波、高潮等危険区域

番号	危険区域の現況			予想される被害		海岸保全区域		
	海岸名	海岸線 延長 (m)	危険区域 延長 (m)	災害 要因	被害予測内容	指定済 延長 (m)	保全施設 有効延長 (m)	
1	釧路(市)海岸	三津浦地区	2,077	2,077	高波	一般住家、海産干場、 漁船、倉庫	1,625	763
2		桂恋地区	1,344	1,344	高波 高潮	一般住家、海産干場、 倉庫	1,344	147
3		益浦地区	2,398	2,398	高波 高潮	一般住家、海産干場、 漁船、倉庫	1,436	278
4		興津地区	1,463	1,463	高波 高潮	一般住家、海産干場、 漁船、倉庫	334	560
5		紫雲台地区	727	0				0
6		弥生地区	520	520	高波	一般住家	520	540
7		弁天ヶ浜地区	734	734	高波 高潮	一般住家、鉄道、漁船 海産干場、福祉施設	734	729
8		知人地区	94	94	高波	鉄道	94	94
9		星が浦、大楽毛地区	4,200	4,977	高波	一般住家、倉庫	4,127	1,588
10		新野地区	868	0				0
11	漁港	桂恋漁港海岸 桂恋地区	820	820	高波 高潮	一般住家、漁船、倉庫	820	531
12		千代ノ浦漁港海岸 千代ノ浦、紫雲台地区	880	660	高波 高潮	一般住家、鉄道、漁船 海産干場、環境施設	660	41
13	釧路港	東港地区 知人地区海岸	430	430	高波 高潮	一般住家、事業所 船舶		0
14		東港地区 南地区海岸	3,724	3,724	高波 高潮	事業所、倉庫		0
15		東港地区 北・副港地区海岸	6,451	6,451	高波 高潮	一般住家、事業所 船舶		467
16		西港地区海岸	6,306	6,306	高波 高潮	事業所、倉庫、船舶		0
17		大楽毛地区海岸	1,882	1,882	高波 高潮	事業所、倉庫、		1,006
18	音別海岸	中音別	5,866	3,176	高波	一般住家	1,776	299
19		音別	1,481	1,749	高波	一般住家、公営住宅	1,481	0
20		尺別原野	4,497	4,497	高波	一般住家、会館	4,497	0
21		直別	1,525	1,525	高波	一般住家	1,525	0

資料3 水門（樋門）等の設置場所

水門（樋門）の設置場所

水系名	河川名	所管	設置場所	水門（樋門）名	断面形状	操作機構	完成
釧路川	新釧路川	開発局	市街右岸2,800m	昭和樋門	2.5×3.5×25.5 ～2	動力	平成12年
			遊水地右岸6,900m	雪裡樋門	2.0×2.0×45.0 ～2		平成18年
			市街左岸4,500m	愛国樋門	2.0×2.0×43.0 ～2		平成19年
	釧路川	遊水地左岸10,300m（分派点）	岩保木水門	8.19×16.0 ～1	平成3年		
		新釧路川	愛国西4	20号	3.0×2.1	昭和51年	
	鳥取南2		56号	3.0×1.5	平成元年		
	仁々志別川	釧路市	鳥取大通2	57号	1.8×1.62	手動	昭和57年
			鳥取大通3	58号	2.0×1.2		昭和51年
			鳥取北4	59号	1.5×1.5		
			鳥取北5	60号	1.6×1.6		
			鳥取北6	61号	2.2×1.4	昭和54年	
			鳥取北9	62号	3.0×1.8	昭和51年	
			昭和町3	65号	1.8×1.6		
			昭和町1丁目	66号	1.30×1.30	昭和60年	
			昭和南4	69号	2.2×2.0	動力	平成6年
	アセツリ川	北海道	愛国東1丁目	愛国11号	2.5×1.75	手動	昭和58年
			古川町45番151地先	第3号樋管	Φ=0.6	手動	昭和55年
			愛国1丁目	第4号樋管	Φ=0.9	手動	昭和59年
	別保川	北海道	愛国東1丁目地先	第6号樋管	Φ=0.6	手動	昭和60年
			貝塚町22-6地先	貝塚一号樋管	Φ=0.9	手動	昭和57年
貝塚町22-6地先			貝塚二号樋管	Φ=0.9	手動	昭和57年	
貝塚町3丁目67-1地先			鉄道1号樋管	Φ=0.9	手動	昭和56年	
			貝塚町4丁目地先	錠者樋管	Φ=0.9	手動	昭和58年

水系名	河川名	所管	設置場所	水門 (樋門)名	断面形状	操作 機構	完成
釧路川	別保川	釧路市	貝塚4丁目	貝塚37号樋門	3.5×2.1	手動	昭和58年
		北海道	貝塚4丁目地先	佐々木樋管	Φ=0.9	手動	昭和58年
	貝塚4丁目地先		貝塚団地樋門	1.5×1.5	手動	昭和58年	
	貝塚4丁目地先		土田樋管	Φ=0.9	手動	昭和58年	
音別川	音別川	北海道	音別町海光3丁目 28番地先	河口樋門	1.2×1.2	手動	昭和48年
			音別町本町3丁目 115番地先	音別樋管	Φ=0.9	手動	昭和47年
			音別町本町3丁目 5番地先	数寄樋門	1.2×1.2	手動	昭和47年
			音別町音別原野西 1線17-1地先	川西樋門	1.5×1.5	手動	昭和54年
			音別町音別原野西 1線37-4地先	佐々木樋管	Φ=0.9	手動	昭和53年
			音別町中音別279 -1地先	渡辺樋門	1.2×1.2	手動	平成元年
			音別町音別原野西 1線49-1地先	熊谷樋門	1.2×1.2	手動	昭和50年
			音別町中音別379 -2地先	成田樋門	2.0×2.0	手動	昭和62年
			音別町中音別145 -1地先	高橋樋門	1.2×1.5	手動	昭和63年
			音別町中音別512 -2地先	沼田樋門	1.2×2.5	動力	昭和55年
			音別町中音別532 -2地先	清芳樋門	1.5×1.5	手動	昭和55年
			音別町音別原野基 線129-14地先	霧里1号樋門	1.5×1.5	手動	昭和60年
			音別町音別原野東 1線137-2地先	川向1号樋門	1.5×1.5	手動	昭和57年
			音別町音別原野東 1線105-22地先	上音別樋門	2.0×2.0	手動	昭和62年
			音別町音別原野基 線151-1地先	志賀樋門	1.5×1.5	手動	平成5年
			音別町音別原野基 線170-3地先	蔵光樋門	1.5×1.2	手動	平成5年
			音別町音別原野西 2線7-1地先	福井樋管	Φ=0.9	手動	昭和56年
			アカタノン ペ川	音別町音別原野西 2線9-8地先	菊原樋門	1.2×2.5	手動
	オコタヌン ペ川	音別町音別原野西 2線30-17地先	大和田樋門	1.2×1.2	手動	昭和61年	
		音別町音別原野西 2線29-10地先	田部樋門	1.2×1.2	手動	昭和60年	
ムリ川	音別町音別原野第 2基線6-14地先	佐藤樋門	1.5×1.5	手動	昭和52年		

水系名	河川名	所管	設置場所	水門 (樋門)名	断面形状	操作 機構	完成
阿寒川	阿寒川	北海道	大楽毛南5	大楽毛1号樋管	Φ600	手動	昭和55年
	阿寒川		阿寒町下徹別27線	松本地先樋門	1.23×1.23×10.0	手動	昭和45年
	舌辛川		阿寒町東舌辛15線30番地先	舌辛川第1号樋門	1.5×1.2	手動	昭和54年
	舌辛川		阿寒町上舌辛16線25番地先	佐藤地先樋門	1.0×1.0	手動	昭和58年
	舌辛川		阿寒町上舌辛17線26番地先	森川地先樋門	1.2×1.2	手動	昭和58年
	舌辛川		阿寒町布伏内22線北63番1地先	布伏内樋管	Φ=0.9	手動	平成13年
	舌辛川		阿寒町布伏内22線北1番7地先	北1号地先樋管	Φ=0.9	手動	昭和57年
	舌辛川		阿寒町布伏内22線北4号地先	布伏内橋上流樋門	1.0×1.0	手動	昭和41年
	舌辛川		阿寒町上舌辛16線地先	舌辛川第2号樋門	1.0×1.0	手動	昭和62年
春採川	春採川		千代ノ浦2番地先	防潮水門	1.90×10.30	動力	平成28年 供用予定
	春採川		千代ノ浦1番地先	潮止堰	転倒ゲート 1.58×7.60	動力	平成23年

堰、取水施設(ゲート)の設置場所

水系名	河川名	所管	設置場所	水門 (樋門)名	断面形状	操作 機構	完成
阿寒川	阿寒川	ほくでんエネナジー(株)	阿寒町オクルシベ国有林阿寒事業区129林班	太郎湖取水設備	転倒式ゲート 2.270×11.000 1門	動力	昭和25年
	阿寒川		阿寒町オクルシベ国有林阿寒事業区129林班	滝口取水設備	スライドゲート 1.700×1.818 3門	動力	昭和25年
	阿寒川		阿寒町オクルシベ国有林阿寒事業区129林班	合流点測定堰	重力式 1.400×15.380	固定	昭和33年
	阿寒川		阿寒町ルベシベ2番	上飽別取水堰	重力式 4.028×28.799	固定	昭和4年
	阿寒川		阿寒町飽別基線21番	飽別取水堰	重力式 3.030×26.250	固定	大正9年
	飽別川		阿寒町飽別53線	飽別川取水堰	重力式 3.030×22.182	固定	大正11年
	阿寒川		阿寒町飽別55線	阿寒川本流取水堰	重力式 2.580×48.770	固定	大正11年
	阿寒川		阿寒町飽別49線	蘇牛取水堰	重力式 3.076×133.572	固定	大正14年

資料 4 監視分担

釧路市指定重要水防箇所の監視分担は、次のとおりとする。

ア 水防区域（洪水）

番号	左右岸	監視河川	監視区域	監視担当部課	連絡先	
1	右岸	新釧路川	新川橋上流から湿原大橋まで	都市整備部道路河川課 都市整備部公園緑地課 中央消防署（左岸） 西消防署（右岸）	釧路開発建設部 釧路河川事務所	
	左岸		新川橋上流から愛国樋門まで			
2	右岸	釧路川	幣舞橋からアセツリ川合流点まで	都市整備部道路河川課 都市整備部公園緑地課 中央消防署	釧路総合振興局 釧路建設管理部 事業課	
	左岸		幣舞橋から別保川合流点まで			
3	左岸	別保川	釧路川合流点から JR 釧網線本線鉄道橋上流 0.1km	都市整備部道路河川課 中央消防署		
4	左岸	武佐川	別保川合流点から貝塚団地樋門まで			
5	右岸	アセツリ川	釧路川合流点から上流端まで 古川町、愛国東 1 丁目			
6	両岸	春採川	河口 0.1km 上流から春採湖口まで	都市整備部道路河川課 西消防署		
7	両岸	仁々志別川	新釧路川合流点から平成橋まで			
8	両岸	仁々志別川	北斗（平穩橋）			
9	両岸	阿寒川	河口から釧路新道阿寒川橋まで 大楽毛、大楽毛南、大楽毛西	都市整備部道路河川課 西消防署		
10	両岸	星が浦川	野嵐橋から星竜橋まで 星竜橋から星が浦川終点まで			
11	左岸	中鶴野排水路	星が浦川終点から釧路新道まで			
12	両岸	大楽毛公共排水路	竜神川終点から星が浦北通まで	都市整備部道路河川課		
13	両岸	別途前川	別途前川終点から 0.2km			
14	両岸	大楽毛川	阿寒川合流点から釧路新道大楽毛川橋まで			
15	両岸	白樺川	河口から 0.5km	都市整備部道路河川課 東消防署		
16	両岸	岩見川	河口から 0.4km			
17	両岸	セツリ 1 号川	堤内排水路から 2.0km	都市整備部道路河川課 中央消防署		都市整備部道路河川課
18	両岸	阿寒川	上阿寒、中阿寒	都市整備部阿寒建設課 西消防署		釧路総合振興局 釧路建設管理部 事業課
19	両岸	舌辛川	下布伏内、中布伏内、上布伏内			
20	両岸	シュンクシタカラ川	布伏内			都市整備部阿寒建設課
21	両岸	音別川	河口から川西橋上流 0.8km 海光 3 丁目から共栄 2 丁目	都市整備部音別建設課 西消防署		釧路総合振興局 釧路建設管理部 事業課
22	両岸	音別川	二俣			
23	両岸	ムリ川	下霧里			
24	両岸	ムリ川	上霧里			
25	両岸	キナシベツ川	キナシベツ			

イ 市街地における低地帯の浸水予想区域

番号	監視区域	監視場所	監視担当部課
1	大楽毛西	大楽毛西1～2丁目 〔まりも団地ほか〕	都市整備部道路維持事業所
2	大楽毛北	大楽毛北1～3丁目 〔大楽毛ニュータウンほか〕	都市整備部道路維持事業所
3	星が浦	星が浦大通1～5丁目、 星が浦北1～5丁目	都市整備部道路維持事業所
4	鶴野東	鶴野東1～5丁目	都市整備部道路維持事業所
5	中鶴野	中鶴野 〔鶴野ニュータウンほか〕	都市整備部道路維持事業所
6	昭和	昭和北1～3丁目	都市整備部道路維持事業所
7	大川町	大川町1～6番地	都市整備部道路維持事業所
8	千代ノ浦	千代ノ浦、春採1～2丁目	都市整備部道路維持事業所
9	桜ヶ岡	桜ヶ岡7丁目	都市整備部道路維持事業所
10	益浦	益浦4丁目	都市整備部道路維持事業所
11	美原	美原2丁目、3丁目、愛国191番	都市整備部道路維持事業所
12	阿寒町本町市街地	中央3丁目、北新町2丁目	都市整備部阿寒建設課
13	阿寒町本町市街地	仲町2丁目、旭町1丁目	都市整備部阿寒建設課
14	阿寒町本町市街地	新町1丁目	都市整備部阿寒建設課
15	阿寒町本町市街地	北町3丁目	都市整備部阿寒建設課
16	阿寒町本町市街地	北新町1丁目	都市整備部阿寒建設課
17	阿寒町布伏内	布伏内南	都市整備部阿寒建設課
18	阿寒町阿寒湖温泉	阿寒湖温泉4丁目	都市整備部阿寒建設課
19	阿寒町阿寒湖温泉	阿寒湖温泉2丁目	都市整備部阿寒建設課
20	音別町音別市街地	海光3丁目	都市整備部音別建設課
21	音別町音別市街地	朝日2丁目	都市整備部音別建設課
22	音別町音別市街地	中園2丁目	都市整備部音別建設課

ウ 高波、高潮危険区域

番号	監視地区	監視担当部課	連絡先
1	三津浦地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	釧路総合振興局 釧路建設管理部 事業課
2	桂恋地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	
3	益浦地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	
4	興津地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	
5	弥生地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	
6	弁天ヶ浜地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	
7	知人地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	
8	星が浦、大楽毛地区海岸	都市整備部道路維持事業所	
9	新野地区海岸	都市整備部道路維持事業所	
10	桂恋漁港地区	水産港湾空港部水産課	
12	千代ノ浦漁港地区	水産港湾空港部水産課	
13	釧路港東港知人地区	水産港湾空港部 水産課、港湾空港課	
14	釧路港東港南地区	水産港湾空港部港湾空港課	
15	釧路港東港副港地区	水産港湾空港部 水産課、港湾空港課	
16	釧路港東港北地区	水産港湾空港部 水産課、港湾空港課	
17	釧路港西港地区	水産港湾空港部港湾空港課	
18	大楽毛地区（港湾海岸）	水産港湾空港部港湾空港課	
19	中音別地区海岸	都市整備部音別建設課	釧路総合振興局 釧路建設管理部 事業課
20	音別	都市整備部音別建設課	
21	尺別原野	都市整備部音別建設課	
22	直別	都市整備部音別建設課	

資料5 水防資器材

釧路市の水防資器材の備蓄場所、内容は次の通り

(R03.04現在)

品名	所管						計
	総務部	道路維持事業所	水産港湾空港部	阿寒町行政センター	音別町行政センター	釧路川水防センター	
	各防災備蓄庫に分散	防災機器格納庫	西港及び知人備蓄庫	3階備蓄庫及び車庫	防災格納庫	大川町資材庫	
土のう袋	2,000	2,400	160	900	720	5,400	11,580
救命胴衣	50		32	10	5		97
投光器	38	1		10	10		59
ライト	203	6		39	25		273
スコップ	77	24	16	69	52	7	245
掛矢(かけや)	75	9		3	3	3	93
鎌(かま)		5	6		5		16
鋸(のこ)	65	0	2	5	3	2	77
鉋(なた)		1					1
斧(おの)	65	2			2		69
鍬(くわ)			2		5		7
ツルハシ	65	4	2	13	7	3	94
しの		1			5		6
ペンチ		2			3		5
大ハンマー	65	6	3	6	1	3	84
一輪車		11	2		3	2	18
発動発電機	15	4	2	2	10		32
水中ポンプ		5			2		7
コードリール	13	2		13	11		39
雨合羽				20			20
標識ロープ(200m)	60	6		2	2	1	71
ブルーシート	550	13		21	10		594
針金(#14/kg)	65	1					66
針金(#18/kg)	65	10					75

資料 6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

新釧路川・釧路川・別保川・阿寒川浸水想定区域内

令和 6 年 3 月現在

No	施設区分	施設種別	施設の名称	施設所在地
1	高齢者福祉施設	通所介護	きんれんかの里デイサービスセンター	愛国 1 9 1 番 5 7 1 1
2	高齢者福祉施設	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム きんれんかの里	愛国 1 9 1 番 5 7 1 1
3	高齢者福祉施設	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム きんれんかの里	愛国 1 9 1 番 5 7 1 1
4	高齢者福祉施設	短期入所生活介護	地域密着型特別養護老人ホーム 湿原の里	愛国 1 9 1 番 5 7 4 6
5	高齢者福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム 湿原の里	愛国 1 9 1 番 5 7 4 6
6	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム悠和館	愛国 1 9 1 番 5 7 4 7
7	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	リハビリデイサロン すまいる	愛国西 1 丁目 2 番 5 号 愛国西 1 丁目 タートル 1 階
8	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービス クルミの家	愛国西 1 丁目 1 3 番 1 5 号
9	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム コミュニティハウス なごみ	愛国西 2 丁目 5 番 2 0 号
10	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム おたっしやサロンなごみ	愛国西 2 丁目 5 番 2 0 号
11	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム くつろぎ	愛国西 2 丁目 7 番 1 0 号
12	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム あいこく	愛国東 1 丁目 2 7 番 8 号
13	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ウォームシェアぼかぼか	愛国東 4 丁目 1 2 番 7 号
14	高齢者福祉施設	通所リハビリテーション	釧路脳神経外科デイケアセンター	芦野 1 丁目 2 7 番 1 号
15	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	社会医療法人孝仁会 介護付有料老人ホーム はまなす芦野館	芦野 1 丁目 2 7 番 1 号
16	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ドナルドハウス芦野	芦野 2 丁目 2 2 番 2 0 号
17	高齢者福祉施設	認知症対応型通所介護	グループホーム 入江	入江町 9 番 1 4 号
18	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 入江	入江町 8 番 2 9 号
19	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 入江 優支苑	入江町 8 番 3 0 号
20	高齢者福祉施設	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅ホスピス・ケアふわり	入江町 9 番 1 4 号
21	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	日帰りふわりデイサービスセンター	入江町 9 番 1 4 号
22	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	けあビジョンホーム釧路	入江町 1 4 番 1 0 号
23	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	小さなデイサービス大町	大町 5 丁目 2 番 2 1 号
24	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護事業所ハートピア (介護付有料老人ホーム 大安吉日)	大楽毛 5 丁目 1 番 1 6 号
25	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護ハートピア I (介護付有料老人ホーム ハートハウス)	大楽毛 5 丁目 1 番 1 8 号
26	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ハートハウス II	大楽毛 5 丁目 4 番 1 9 号
27	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 花ぞく	大楽毛南 3 丁目 4 番 1 6 号
28	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 育成会 長生の望・灯・楽	大楽毛南 4 丁目 6 番 8 号
29	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ドナルドハウス春日	春日町 5 番 6 号
30	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービス川北ハートフルスポット	川北町 5 番 2 5 号
31	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	グッドタイムホーム・釧路	北大通 4 丁目 1 番地 1
32	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホームきたぞの	北園 1 丁目 1 番 2 0 号
33	高齢者福祉施設	通所介護	在宅サービス釧路北園啓生園老人デイサービスセンター	北園 1 丁目 1 番 2 7 号
34	高齢者福祉施設	短期入所生活介護	在宅サービス釧路北園啓生園老人短期入所施設	北園 1 丁目 1 番 2 7 号
35	高齢者福祉施設	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム釧路北園啓生園	北園 1 丁目 1 番 2 7 号
36	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ハートハウス喜喜	光陽町 2 2 番 1 9 号
37	高齢者福祉施設	短期入所療養介護	介護老人保健施設老健くしろ	昭和 1 9 0 番地 4 4 6 2
38	高齢者福祉施設	通所リハビリテーション	介護老人保健施設老健くしろ	昭和 1 9 0 番地 4 4 6 2
39	高齢者福祉施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設老健くしろ	昭和 1 9 0 番地 4 4 6 2
40	高齢者福祉施設	高齢者施設	ケアハウス楽寿苑	昭和 1 9 0 番地 4 4 6 3
41	高齢者福祉施設	通所介護	特別養護老人ホーム百花苑デイサービスセンター	昭和 1 9 0 番地 4 5 2 1
42	高齢者福祉施設	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム百花苑	昭和 1 9 0 番地 4 5 2 1
43	高齢者福祉施設	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム百花苑	昭和 1 9 0 番地 4 5 2 1
44	高齢者福祉施設	通所介護	ツクイ釧路昭和中央	昭和中央 5 丁目 1 番 8 号
45	高齢者福祉施設	高齢者施設	サービス付き高齢者住宅みのるの家	昭和中央 5 丁目 2 9 番 2 3 号
46	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	あさひ会デイサービスセンター昭和	昭和中央 5 丁目 2 9 番 2 3 号
47	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム歩々はすか	昭和中央 6 丁目 9 番 1 2 号
48	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ホーム歩々	昭和中央 6 丁目 2 0 番 1 号
49	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービスセンター歩々	昭和中央 6 丁目 2 0 番 1 号
50	高齢者福祉施設	認知症対応型通所介護	ニチケアセンター釧路昭和	昭和中央 6 丁目 3 1 番 1 8 号

No	施設区分	施設の名称	施設所在地	
51	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	ニチケアセンター 釧路昭和	昭和中央6丁目31番18号
52	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム クブナ	昭和南5丁目5番8号
53	高齢者福祉施設	その他高齢者施設	生活支援ハウス福寿草	昭和南5丁目23番1号
54	高齢者福祉施設	通所介護	在宅サービス釧路昭和啓生園老人デイサービスセンター	昭和南5丁目23番1号
55	高齢者福祉施設	短期入所生活介護	在宅サービス釧路昭和啓生園老人短期入所施設	昭和南5丁目23番1号
56	高齢者福祉施設	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム釧路昭和啓生園	昭和南5丁目23番1号
57	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービス まんてん	新富町9番13号
58	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能つどいの郷八重桜	鶴野東3丁目25番6号
59	高齢者福祉施設	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅鶴野	鶴野東5丁目5番21号
60	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホームみつばち	鶴野東5丁目5番23号
61	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービスセンターゆあみ茶屋釧路鳥取	鳥取大通9丁目8番24号
62	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	多機能型グループホームかおり	鳥取北3丁目2番10号
63	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	多機能型グループホームかおり	鳥取北3丁目2番10号
64	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム道	鳥取北3丁目2番21号
65	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービス夢カフェ	豊川町2番5号
66	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホームふれ愛の花	中島町4番11号
67	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ドナルドハウス中園	中園町2番13号
68	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	ニチケアセンター 釧路中園	中園町4番10号
69	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人釧路啓生会 グループホームふみぞの	文苑2丁目26番13号
70	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人釧路啓生会 小規模多機能 ふみぞの	文苑2丁目26番14号
71	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイ・サービス ばらーら	文苑4丁目37番18号
72	高齢者福祉施設	通所介護	デイサービスきたえる一む釧路文苑	文苑4丁目65番2号
73	高齢者福祉施設	通所介護	ニチケアセンターくしろ	文苑4丁目66番15号
74	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あゆち星が浦	星が浦大通1丁目8番30号
75	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	あゆち星が浦デイサービス	星が浦大通1丁目8番30号
76	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム コミュニティハウス てんてん	星が浦大通3丁目1番15号
77	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	おたっしヤサロン天	星が浦大通3丁目1番15号
78	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム和の社	星が浦大通3丁目2番14号
79	高齢者福祉施設	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅のんき家	星が浦大通3丁目7番22号
80	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	のんき家デイサービスセンター	星が浦大通3丁目7番22号
81	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホームはまなすの家星が浦	星が浦大通3丁目9番9号
82	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護 グループホーム和喜あいあい	星が浦大通3丁目9番29号
83	高齢者福祉施設	通所リハビリテーション	老人保健施設星が浦	星が浦大通3丁目9番35号
84	高齢者福祉施設	短期入所療養介護	老人保健施設星が浦	星が浦大通3丁目9番35号
85	高齢者福祉施設	介護老人保健施設	老人保健施設星が浦	星が浦大通3丁目9番35号
86	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム GSONE幸	星が浦大通5丁目4番27号
87	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ウィスタリア	堀川町8番30号
88	高齢者福祉施設	通所介護	勤医協くしろデイサービスセンター	堀川町8番43号
89	高齢者福祉施設	通所リハビリテーション	道東勤医協老人保健施設ケアコートひまわり	堀川町8番43号
90	高齢者福祉施設	短期入所療養介護	道東勤医協老人保健施設ケアコートひまわり	堀川町8番43号
91	高齢者福祉施設	認知症対応型通所介護	道東勤医協ひまわりいきいきデイサービスセンター	堀川町8番43号
92	高齢者福祉施設	介護老人保健施設	道東勤医協老人保健施設ケアコートひまわり	堀川町8番43号
93	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 ふたば	松浦町17番9号
94	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	道東勤医協美原デイサービスセンター	美原4丁目1番26号
95	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ケアホーム釧路	若松町2番16号
96	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービスセンターゆあみ茶屋釧路若松	若松町6番8号
97	高齢者福祉施設	高齢者施設	グループホーム 和の里	阿寒町新町1丁目10番1号
98	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	釧路市阿寒町デイサービスセンター（ひだまり）	阿寒町中央1丁目7番12号
99	高齢者福祉施設	高齢者施設	サービス付高齢者向け住宅ライフステージ鶴の園	阿寒町富士見2丁目5番39号
100	障がい者福祉施設		障がい者支援施設 ライフサポートさわらび	愛国191番地5163
101	障がい者福祉施設		すずらんホーム	愛国西2丁目11番6号
102	障がい者福祉施設		葵ホーム	愛国西2丁目11番6号
103	障がい者福祉施設		はまなすホーム	愛国西2丁目11番7号
104	障がい者福祉施設		すみれホーム	愛国西2丁目11番7号
105	障がい者福祉施設		グループホームしろくま愛国	愛国東1丁目32番10号
106	障がい者福祉施設		愛国フルハウス	愛国東1丁目38番15号
107	障がい者福祉施設		就労継続支援B型事業所ともし	愛国東2丁目41番10号 鶴亀ビル
108	障がい者福祉施設		就労継続支援B型事業所 たんた	愛国東2丁目46番1号
109	障がい者福祉施設		ワークサロン びーぶる	愛国東3丁目9番28号
110	障がい者福祉施設		Sunny（釧路U-12）	愛国東3丁目15番14号

No	施設区分	施設の名称	施設所在地	
111	障がい者福祉施設		A-up	愛国東3丁目20番17号
112	障がい者福祉施設		共同生活援助事業所ブルーベリー	愛国東3丁目20番17号
113	障がい者福祉施設		放課後等デイサービスむ〜む〜	愛国東3丁目22番11号2F
114	障がい者福祉施設		グループホームほたる	愛国東4丁目12番10号
115	障がい者福祉施設		くしろわんこ	芦野2丁目10番15号
116	障がい者福祉施設		くしろばんや	芦野2丁目11番1号
117	障がい者福祉施設		フィオーレ芦野	芦野2丁目21番6号
118	障がい者福祉施設		就労継続支援B型事業所 NEXT SPACE	芦野5丁目27番15号
119	障がい者福祉施設		くしろ夕日カフェ	入舟4丁目1番1号
120	障がい者福祉施設		サン・フラワー	入舟6丁目3番19号
121	障がい者福祉施設		大川ボレスト	大川町8番43号
122	障がい者福祉施設		オフィス きらり	大塚毛5丁目8番2号
123	障がい者福祉施設		就労支援 おうか	大塚毛西1丁目31番3号
124	障がい者福祉施設		グループホーム おたのしけ	大塚毛南3丁目4番50号
125	障がい者福祉施設		グラン・ジュテ	大塚毛南4丁目9番2号
126	障がい者福祉施設		グループホームグラン・パレ	大塚毛南5丁目2番2号
127	障がい者福祉施設		音羽協働センター	音羽215番地12
128	障がい者福祉施設		グループホーム サハス川上	川上町9丁目6番地
129	障がい者福祉施設		うるるあ	川北町3番21号
130	障がい者福祉施設		川北フルハウス	川北町8番32号
131	障がい者福祉施設		特別養護老人ホーム釧路北園啓生園	北園1丁目1番27号
132	障がい者福祉施設		就労継続支援A型事業所 ナボリの窯釧路店	光陽町23番15号
133	障がい者福祉施設		グループホーム サハス光陽	光陽町23番18号
134	障がい者福祉施設		せんしんサポート	幸町6丁目1番5号
135	障がい者福祉施設		ブロムナード 昭和北	昭和北1丁目4番8号
136	障がい者福祉施設		ブロムナード リノ	昭和北1丁目5番14号
137	障がい者福祉施設		グループホーム フェミニン	昭和北1丁目5番14号
138	障がい者福祉施設		生活介護事業所 SAKURA	昭和北2丁目24番9号
139	障がい者福祉施設		グループホーム フルール	昭和北2丁目8番7号
140	障がい者福祉施設		ブロムナード ルアナ	昭和北3丁目2番14号
141	障がい者福祉施設		グループホーム プルミエ	昭和北3丁目7番9号
142	障がい者福祉施設		しえんす	昭和町3丁目12番7号
143	障がい者福祉施設		グループホームしろくま昭和	昭和南3丁目1番40号
144	障がい者福祉施設		就労継続支援A型事業所 ふるる	昭和南4丁目25番19号
145	障がい者福祉施設		HAG emi	昭和南5丁目18番13号
146	障がい者福祉施設		共同生活サポートセンター あしすと	昭和南5丁目18番14号
147	障がい者福祉施設		在宅サービス釧路昭和啓生園老人短期入所施設	昭和南5丁目23番1号
148	障がい者福祉施設		グループホーム・アルケー	白金町2番14号
149	障がい者福祉施設		地域生活支援センター ハート釧路	白金町2番14号
150	障がい者福祉施設		フィオーレ新富町	新富町6番19号
151	障がい者福祉施設		カブシーヌ鶴野東	鶴野東2丁目3番1号
152	障がい者福祉施設		グループホーム プレザン	鶴野東3丁目30番10号
153	障がい者福祉施設		ブロムナード らき	鶴野東5丁目20番13号
154	障がい者福祉施設		地域活動支援センター 親子の家	鳥取北3丁目10番3号
155	障がい者福祉施設		すまいる946	鳥取北9丁目2番4号
156	障がい者福祉施設		グループホーム カブシーヌ鳥取北	鳥取北9丁目2番7号
157	障がい者福祉施設		ケアホーム9-5	鳥取北9丁目9番5号
158	障がい者福祉施設		ケアホーム9-6	鳥取北9丁目9番6号
159	障がい者福祉施設		生活介護事業所 イカサル	鳥取北9丁目9番7号
160	障がい者福祉施設		短期入所事業所 はなれ	鳥取北9丁目9番7号
161	障がい者福祉施設		ケアホームトキユウ	鳥取北9丁目9番19号
162	障がい者福祉施設		ほーむ はなはな とっとり	鳥取北10丁目17番4号
163	障がい者福祉施設		工房かのかん	中国町6番7号
164	障がい者福祉施設		グループホーム 内山荘	花園町6番3号
165	障がい者福祉施設		くしろジョブコミュニケーションセンター れぼぜ	双葉町17番15号
166	障がい者福祉施設		くしろジョブリカバリーセンター ぶろぐれ	双葉町17番17号
167	障がい者福祉施設		くしろジョブトレーニングセンター あらんじえ	双葉町17番10号
168	障がい者福祉施設		くしろジョブトレーニングセンター あらんじえII	双葉町17番18号
169	障がい者福祉施設		グループホーム ソレイユ	文苑1丁目25番21号
170	障がい者福祉施設		共同生活サポートセンター あしすと③	文苑1丁目29番13号

No	施設区分	施設の名称	施設所在地
171	障がい者福祉施設		グループホームひだまり1号館
172	障がい者福祉施設		グループホームひだまり2号館
173	障がい者福祉施設		共同生活サポートセンター あしすと②
174	障がい者福祉施設		ショートステイふみぞの
175	障がい者福祉施設		多機能型事業所 大きな木
176	障がい者福祉施設		いずみの里
177	障がい者福祉施設		グループホームらそ
178	障がい者福祉施設		らふとれてい
179	障がい者福祉施設		グループホームすてら
180	障がい者福祉施設		ホームハーモニー釧路
181	障がい者福祉施設		さわやか釧路
182	障がい者福祉施設		三光ハイツ
183	障がい者福祉施設		ハーモニー
184	障がい者福祉施設		就労支援施設 ReCare
185	障がい者福祉施設		CALUMA
186	障がい者福祉施設		グループホーム サハス若松
187	障害児通所施設		こどもねっとβ
188	障害児通所施設		リュミエール
189	障害児通所施設		児童デイサービス Spente
190	障害児通所施設		放課後等デイサービスあおぞら
191	障害児通所施設		きゃらっと
192	障害児通所施設		ばんびーなじゅにあ
193	障害児通所施設		きゃらっとCOCO
194	障害児通所施設		すてらきっず
195	障害児通所施設		放課後等デイサービス 音色
196	障害児通所施設		すてらきっず ニコッ
197	障害児通所施設		すてらきっずエヴァ
198	障害児通所施設		すてらきっずキラ
199	障害児通所施設		音と光の森 ルミネ
200	障害児通所施設		児童発達支援事業ばとん
201	障害児通所施設		放課後等デイサービス nデジ
202	障害児通所施設		ジャンプジャンプ
203	障害児通所施設		放課後デイサービス かのん
204	障害児通所施設		スリール
205	障害児通所施設		放課後等デイサービス あおぞらプラス
206	障害児通所施設		児童デイサービスセンター ぼれっこ倶楽部
207	障害児通所施設		児童通所支援事業あるまプリズム
208	障害児通所施設		放課後等デイサービス ジミー
209	障害児通所施設		放課後等デイサービスセンター ゆーゆー
210	障害児通所施設		児童通所支援事業はなまる
211	障害児通所施設		こどもねっとα
212	障害児通所施設		K Cビーンズ
213	障害児通所施設		放課後等デイサービス 大空
214	障害児通所施設		放課後等デイサービス カラフル
215	障害児通所施設		放課後等デイサービス大洋
216	障害児通所施設		こどもねっと みはら
217	障害児通所施設		こどもねっと みはら2
218	障害児通所施設		れ〜ぶ
219	自立生活援助事業所		自立援助ホームぼれぼれ(地域生活支援ネットワークサロン)
220	小規模保育事業施設		あいいく保育園
221	小規模保育事業施設		保育園こどものおしろ
222	小規模保育事業施設		キッズランド
223	家庭的保育事業施設		保育所みんなのおうち
224	認定こども園		あいこう認定こども園(愛光保育園)
225	認定こども園		釧路認定こども園(鉄道弘済会釧路保育所)
226	認定こども園		釧路あさひ認定こども園
227	認定こども園		愛国フレンドようちえん
228	認定こども園		釧路おたのしけ認定こども園
229	認定こども園		釧路カトリック幼稚園
230	認定こども園		ことぶき認定こども園
			文苑1丁目47番10号
			文苑1丁目47番11号
			文苑4丁目26番3号
			文苑4丁目62番16号
			文苑4丁目65番4号
			北斗7番5号
			星が浦大通3丁目7番21号
			星が浦北2丁目3番43号
			星が浦北3丁目4番5号
			堀川町3番97号
			堀川町5番16号
			堀川町5番27号
			松浦町6番13号
			南大通1丁目2番3号
			南浜町6丁目17番地
			若松町14番6号
			愛国西2丁目33番9号
			大町6丁目2番13号
			光陽町23番6号
			昭和北2丁目25番3号
			昭和中央1丁目27番6号
			昭和中央2丁目13番6号
			昭和中央3丁目28番3号
			昭和中央5丁目25番21号
			昭和中央6丁目5番2号
			昭和中央6丁目23番13号
			昭和中央6丁目30番19号
			昭和中央6丁目30番21号
			昭和南3丁目16番19号
			昭和南6丁目41番1号
			白金町9番10号
			城山1丁目4番115号
			新釧路町1番16号
			未広町7丁目1番地
			鶴野東5丁目21番21号
			鳥取北3丁目10番3号
			鳥取北9丁目3番2号
			鳥取北9丁目9番7号
			中国町18番15号
			東川町17番6号
			文苑1丁目22番17号
			文苑1丁目31番7号
			文苑3丁目8番15号
			文苑3丁目53番11号
			文苑4丁目41番7号
			美原4丁目1番32号
			美原4丁目1番32号
			若松町8番14号
			大川町8番43号
			昭和南3丁目16番19号
			昭和南5丁目15番21号
			文苑1丁目22番17号
			東川町12番3号
			愛国西1丁目24番10号
			愛国東2丁目1番11号
			旭町12番2号
			芦野5丁目6番5号
			大柴毛4丁目12番6号
			黒金町12丁目10番
			寿1丁目4番4号

No	施設区分	施設の名称	施設所在地
231	認定こども園	釧路さかえ保育園	幸町1丁目1番地1
232	認定こども園	わかばフレンドようちえん	昭和中央2丁目7番13号
233	認定こども園	双葉認定こども園(釧路双葉保育園)	新釧路町3番14号
234	認定こども園	釧路あおば幼稚園	鶴野東1丁目8番1号
235	認定こども園	美原つくし幼稚園	美原1丁目50番8号
236	認定こども園	みはらフレンドようちえん	美原4丁目5番1号
237	認定こども園	美原認定こども園(釧路美原保育園)	美原4丁目5番16号
238	認定こども園	阿寒幼稚園	阿寒町富士見2丁目10番1号
239	保育所	釧路旭夜間保育園	旭町1番8号
240	保育所	昭和どんぐりの家保育園	昭和中央5丁目6番9号
241	幼稚園	釧路豊川幼稚園	愛国西1丁目18番3号
242	幼稚園	昭和スポーツ幼稚園	北園41番地4158
243	幼稚園	第二豊川幼稚園	豊川町8番19号
244	病院	釧路孝仁会記念病院	愛国191番212
245	病院	釧路優心病院	大楽毛4丁目1番1号
246	病院	豊慈会北病院	昭和北190番地105
247	病院	釧路脳神経外科病院	豊川町1番9号
248	病院	釧路労災病院	中園町13番23号
249	病院	釧路谷藤病院	双葉町3番15号
250	病院	釧路孝仁会リハビリテーション病院	星が浦大通3丁目9番13号
251	有床診療所	中村眼科医院	大町4丁目1番1号
252	有床診療所	足立泌尿器科クリニック	光陽町5番10号
253	有床診療所	林田クリニック	新富町1番7号
254	有床診療所	足立産科婦人科クリニック	中園町8番1号
255	有床診療所	市立釧路国民健康保険阿寒診療所	阿寒町中央1丁目7番8号
256	小学校	愛国小学校	愛国西1丁目25番3号
257	小学校	芦野小学校	芦野1丁目13番1号
258	小学校	大楽毛小学校	大楽毛4丁目10番11号
259	小学校	光陽小学校	光陽町15番17号
260	小学校	中央小学校	寿1丁目2番16号
261	小学校	昭和小学校	昭和中央3丁目12番2号
262	小学校	鶴野小学校	鶴野58番5157
263	小学校	鳥取小学校	鳥取北3丁目13番24号
264	小学校	共栄小学校	双葉町4番17号
265	小学校	美原小学校	美原4丁目2番38号
266	小学校	武佐小学校	武佐4丁目3番42号
267	小学校	阿寒小学校	阿寒町富士見1丁目17番1号
268	中学校	大楽毛中学校	大楽毛1丁目10番1号
269	中学校	北中学校	喜多町1番23号
270	中学校	鳥取中学校	昭和町2丁目5番53号
271	中学校	鳥取西中学校	鳥取北9丁目7番1号
272	中学校	共栄中学校	花園町9番40号
273	中学校	景雲中学校	東川町16番1号
274	中学校	美原中学校	美原4丁目7番1号
275	中学校	阿寒中学校	阿寒町北新町2丁目4番1号
276	小中学校	山花小中学校	山花14線132番地

津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設

令和6年3月現在

No	施設区分	施設種別	施設の名称	施設所在地
1	高齢者福祉施設	通所介護	きんれんかの里デイサービスセンター	愛国191番5711
2	高齢者福祉施設	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム きんれんかの里	愛国191番5711
3	高齢者福祉施設	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム きんれんかの里	愛国191番5711
4	高齢者福祉施設	短期入所生活介護	地域密着型特別養護老人ホーム 湿原の里	愛国191番5746
5	高齢者福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム 湿原の里	愛国191番5746
6	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム悠和館	愛国191番5747
7	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	リハビリデイサロン すまいる	愛国西1丁目2番5号 愛国西1丁目タートル1階
8	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービス クルミの家	愛国西1丁目13番15号
9	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム コミュニティハウス なごみ	愛国西2丁目5番20号
10	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム おたっしゃサロンなごみ	愛国西2丁目5番20号
11	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム くつろぎ	愛国西2丁目7番10号
12	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホームあいく	愛国東1丁目27番8号
13	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ウォームシェアばかばか	愛国東4丁目12番7号
14	高齢者福祉施設	通所リハビリテーション	脳路脳神経外科デイケアセンター	芦野1丁目27番1号
15	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	社会医療法人孝仁会 介護付有料老人ホーム はまなす芦野館	芦野1丁目27番1号
16	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ドナルドハウス芦野	芦野2丁目22番20号
17	高齢者福祉施設	認知症対応型通所介護	グループホーム 入江	入江町8番29号
18	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 入江	入江町8番29号
19	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 入江 優支苑	入江町8番30号
20	高齢者福祉施設	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅ホスピス・ケアふわり	入江町9番14号
21	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	日帰りふわりデイサービスセンター	入江町9番14号
22	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	けあビジョンホーム脳路	入江町14番10号
23	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	小さなデイサービス大町	大町5丁目2番21号
24	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護事業所ハートピア(介護付有料老人ホーム 大安吉日)	大染毛5丁目1番16号
25	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護ハートピアI(介護付有料老人ホーム ハートハウス)	大染毛5丁目1番18号
26	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ハートハウスII	大染毛5丁目4番19号
27	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 花ぞく	大染毛南3丁目4番16号
28	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 育成会 長生の望・灯・楽	大染毛南4丁目6番8号
29	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ドナルドハウス春日	春日町5番6号
30	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービス川北ハートフルスポット	川北町5番25号
31	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	グッドタイムホーム・脳路	北大通4丁目1番地1
32	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホームきたぞの	北園1丁目1番20号
33	高齢者福祉施設	通所介護	在宅サービス脳路北園啓生園老人デイサービスセンター	北園1丁目1番27号
34	高齢者福祉施設	短期入所生活介護	在宅サービス脳路北園啓生園老人短期入所施設	北園1丁目1番27号
35	高齢者福祉施設	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム脳路北園啓生園	北園1丁目1番27号
36	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービスわたすげ 共栄	共栄大通4丁目2番7号
37	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	あいけあガーデン共栄大通	共栄大通5丁目2番8号
38	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ハートハウス喜喜	光陽町2番19号
39	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ウィスタリア寿町	寿町3丁目3番28号
40	高齢者福祉施設	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	看護小規模多機能型介護こまば	駒場町3番24号
41	高齢者福祉施設	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅こまば	駒場町3番29号
42	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービスセンターこまば	駒場町3番29号
43	高齢者福祉施設	通所リハビリテーション	脳路中央病院デイケアセンター「はびリス」	幸町9丁目3番地
44	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム メルシー	幸町13丁目2番5号
45	高齢者福祉施設	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅道東勤医協高齢者住宅すずらん	治水町2番2号
46	高齢者福祉施設	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	道東勤医協看護小規模多機能型居宅介護すこやか	治水町3番14号
47	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ脳路治水	治水町4番32号
48	高齢者福祉施設	通所介護	道東勤医協デイサービスセンターすこやか	治水町6番30号
49	高齢者福祉施設	短期入所療養介護	介護老人保健施設老健くしろ	昭和190番地4462
50	高齢者福祉施設	通所リハビリテーション	介護老人保健施設老健くしろ	昭和190番地4462
51	高齢者福祉施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設老健くしろ	昭和190番地4462
52	高齢者福祉施設	高齢者施設	ケアハウス楽寿苑	昭和190番地4463
53	高齢者福祉施設	通所介護	ツクイ脳路昭和中央	昭和中央5丁目1番8号
54	高齢者福祉施設	高齢者施設	サービス付き高齢者住宅みのるの家	昭和中央5丁目29番23号
55	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	あさひ会デイサービスセンター昭和	昭和中央5丁目29番23号
56	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム歩々ほすか	昭和中央6丁目9番12号
57	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ホーム歩々	昭和中央6丁目20番1号
58	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービスセンター歩々	昭和中央6丁目20番1号
59	高齢者福祉施設	認知症対応型通所介護	ニチケアセンター脳路昭和	昭和中央6丁目31番18号
60	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	ニチケアセンター脳路昭和	昭和中央6丁目31番18号

No	施設区分	施設種別	施設の名称	施設所在地
61	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム クプナ	昭和后5丁目5番8号
62	高齢者福祉施設	その他高齢者施設	生活支援ハウス福寿草	昭和后5丁目23番1号
63	高齢者福祉施設	通所介護	在宅サービス創路昭和啓生園老人デイサービスセンター	昭和后5丁目23番1号
64	高齢者福祉施設	短期入所生活介護	在宅サービス創路昭和啓生園老人短期入所施設	昭和后5丁目23番1号
65	高齢者福祉施設	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム創路昭和啓生園	昭和后5丁目23番1号
66	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ハートハウス楽楽	新川町13番5
67	高齢者福祉施設	通所介護	デイサービス喜楽	新川町13番5号
68	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービス まんてん	新富町9番13号
69	高齢者福祉施設	通所介護	いきいき介護スタジオ新橋	新橋大通1丁目2番20号
70	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あいけあはうす悠(はるか)	新富士町3丁目4番14号
71	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム コクア	新富士町5丁目3番17号
72	高齢者福祉施設	高齢者施設	ケアホームはるあゆか	住之江町8番4号
73	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	社会医療法人 孝仁会 ケアスタジオ住吉	住吉2丁目3番10号
74	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム たからじま	宝町10番4号
75	高齢者福祉施設	高齢者施設	グループホームさんぼみち	千歳町13番7号
76	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホームさんぼみち	千歳町13番7号
77	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム 鶴ヶ岱	鶴ヶ岱3丁目7番6号
78	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能 かっこうの宿	鶴ヶ岱3丁目7番5号
79	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム鶴ヶ岱	鶴ヶ岱3丁目7番6号
80	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能つどいの郷八重桜	鶴野東3丁目25番6号
81	高齢者福祉施設	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅鶴野	鶴野東5丁目5番21号
82	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム みつばち	鶴野東5丁目5番23号
83	高齢者福祉施設	通所介護	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ創路鳥取	鳥取大通3丁目20番16号
84	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	リハプライド創路	鳥取大通3丁目21番1号
85	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム さくら苑	鳥取大通4丁目10番8号
86	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム さくら苑2	鳥取大通4丁目10番13号
87	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム そんぐ道夢	鳥取大通5丁目6番10号
88	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービスセンターゆあみ茶屋創路鳥取	鳥取大通9丁目8番24号
89	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	多機能型グループホームかおり	鳥取北3丁目12番10号
90	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	多機能型グループホームかおり	鳥取北3丁目12番10号
91	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム道	鳥取北3丁目12番21号
92	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ふわふわ	鳥取北4丁目17番16号
93	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム とっとり	鳥取北8丁目4番17号
94	高齢者福祉施設	高齢者施設	高齢者対応型下宿 安心館	鳥取南5丁目3番2号
95	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	かりゆしくしろデイサービスセンター	鳥取南5丁目3番14号
96	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービス夢カフェ	豊川町2番5号
97	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホームふれ愛の花	中島町4番11号
98	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ドナルドハウス中園	中園町2番13号
99	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	ニチケアセンター創路中園	中園町4番10号
100	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム はるとり	春採2丁目27番1号
101	高齢者福祉施設	通所介護	さとうリハビリテーション研究所 デイサービスセンターさいろいことり	春採8丁目2番19号
102	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	あいけあガーデン春採	春採8丁目8番4号
103	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム うらら	双葉町10番22号
104	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人創路啓生会 グループホームふみぞの	文苑2丁目26番13号
105	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人創路啓生会 小規模多機能 ふみぞの	文苑2丁目26番14号
106	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイ・サービス ぼろーら	文苑4丁目37番18号
107	高齢者福祉施設	通所介護	デイサービス きたえるーむ創路文苑	文苑4丁目65番2号
108	高齢者福祉施設	通所介護	ニチケアセンターくしろ	文苑4丁目66番15号
109	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あゆち星が浦	星が浦大通1丁目8番30号
110	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	あゆち星が浦デイサービス	星が浦大通1丁目8番30号
111	高齢者福祉施設	通所介護	ニチケアセンター星が浦	星が浦大通3丁目1番4号
112	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護	ニチケアセンター星が浦	星が浦大通3丁目1番4号
113	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム コミュニティハウス てんてん	星が浦大通3丁目1番15号
114	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	おたっしゅサロン天	星が浦大通3丁目1番15号
115	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム和の社	星が浦大通3丁目2番14号
116	高齢者福祉施設	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅のんき家	星が浦大通3丁目7番18号
117	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	のんき家デイサービスセンター	星が浦大通3丁目7番22号
118	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホームはまなすの家星が浦	星が浦大通3丁目9番9号
119	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護 グループホーム和喜あいあい	星が浦大通3丁目9番29号
120	高齢者福祉施設	通所リハビリテーション	老人保健施設星が浦	星が浦大通3丁目9番35号

No	施設区分	施設種別	施設の名称	施設所在地
121	高齢者福祉施設	短期入所療養介護	老人保健施設星が浦	星が浦大通3丁目9番35号
122	高齢者福祉施設	介護老人保健施設	老人保健施設星が浦	星が浦大通3丁目9番35号
123	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム GSONE幸	星が浦大通5丁目4番27号
124	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ウィスタリア	堀川町8番30号
125	高齢者福祉施設	通所介護	勤医協くしろデイサービスセンター	堀川町8番43号
126	高齢者福祉施設	通所リハビリテーション	道東勤医協老人保健施設ケアコートひまわり	堀川町8番43号
127	高齢者福祉施設	短期入所療養介護	道東勤医協老人保健施設ケアコートひまわり	堀川町8番43号
128	高齢者福祉施設	認知症対応型通所介護	道東勤医協ひまわりいきいきデイサービスセンター	堀川町8番43号
129	高齢者福祉施設	介護老人保健施設	道東勤医協老人保健施設ケアコートひまわり	堀川町8番43号
130	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 ふたば	松浦町17番9号
131	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	道東勤医協美原デイサービスセンター	美原5丁目31番1号
132	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム武佐の杜	武佐1丁目9番24号
133	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム あいけあほうす希(のぞみ)	武佐1丁目11番8号
134	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ絆路武佐	武佐2丁目35番38号
135	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	てつほくデイサービスセンター	柳町1番43号鉄北在宅ケアセンター内
136	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ハートハウス太陽の顔	柳町9番5号
137	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービス まなび家	柳町13番5号
138	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム こころの花	若竹町8番20号
139	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホーム まりもの家	若竹町12番16号
140	高齢者福祉施設	認知症対応型通所介護	デイサービス ふれ愛	若竹町18番15号
141	高齢者福祉施設	認知症対応型通所介護	グループホーム ふれ愛	若竹町18番18号
142	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護	グループホームふれ愛	若竹町18番18号
143	高齢者福祉施設	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ケアホーム絆路	若松町2番16号
144	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	デイサービスセンターゆあみ茶屋絆路若松	若松町6番8号
145	高齢者福祉施設	短期入所生活介護	特別養護老人ホームえぞりんどうの里 短期入所生活介護	音別町中園2丁目118番地5
146	高齢者福祉施設	その他高齢者施設	生活支援ハウスりんどう	音別町中園2丁目119番地1
147	高齢者福祉施設	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームえぞりんどうの里	音別町中園2丁目118番地5
148	高齢者福祉施設	地域密着型通所介護	絆路市音別町指定通所介護事業所	音別町中園2丁目119番地1
149	障がい者福祉施設	障がい者支援施設	ライフサポートさわらび	愛国191番地5163
150	障がい者福祉施設	養ホーム(社会福祉法人絆路愛育協会 すみれホーム)		愛国西2丁目11番6号
151	障がい者福祉施設	すずらんホーム(社会福祉法人絆路愛育協会 すみれホーム)		愛国西2丁目11番6号
152	障がい者福祉施設	すみれホーム(社会福祉法人絆路愛育協会 すみれホーム)		愛国西2丁目11番7号
153	障がい者福祉施設	はまなすホーム(社会福祉法人絆路愛育協会 すみれホーム)		愛国西2丁目11番7号
154	障がい者福祉施設	グループホーム しろくま愛国		愛国東1丁目32番10号
155	障がい者福祉施設	愛国フルハウス(共同住居グループ ポレスト)		愛国東1丁目38番15号
156	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所ともに		愛国東2丁目41番10号 鶴亀ビル
157	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所たんだ		愛国東2丁目46番1号
158	障がい者福祉施設	ワークサロン びーぶる		愛国東3丁目9番28号
159	障がい者福祉施設	Sunny(絆路U-12)		愛国東3丁目15番14号
160	障がい者福祉施設	A-up		愛国東3丁目20番17号
161	障がい者福祉施設	放課後等デイサービスむ〜む〜		愛国東3丁目22番11号2F
162	障がい者福祉施設	グループホームはたる(グループホームはたる)		愛国東4丁目12番10号
163	障がい者福祉施設	グループホーム ポビー(特定非営利活動法人おぞらネットワーク グ)		暁町7番15号
164	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所「手と手」		暁町8番24号
165	障がい者福祉施設	くしろわんこ		芦野2丁目10番15号
166	障がい者福祉施設	くしろばんや		芦野2丁目11番1号
167	障がい者福祉施設	フィオーレ芦野(フィオーレ絆路)		芦野2丁目21番6号
168	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所 NEXT SPACE		芦野5丁目27番15号
169	障がい者福祉施設	くしろ夕日カフェ		入舟4丁目1番1号 かもめホール2階
170	障がい者福祉施設	サン・フラワー		入舟6丁目3番19号
171	障がい者福祉施設	就労支援施設 ReCare		大川町7番29号
172	障がい者福祉施設	コーボ大川(共同住居グループ ポレスト)		大川町8番42号
173	障がい者福祉施設	大川ポレスト(共同住居グループ ポレスト)		大川町8番43号
174	障がい者福祉施設	オフィス きらり		大楽毛5丁目8番2号
175	障がい者福祉施設	就労支援 おうか		大楽毛西1丁目31番3号
176	障がい者福祉施設	グループホーム おたのしけ(グループホームグラン・バレ)		大楽毛南3丁目4番50号
177	障がい者福祉施設	グラン・ジュテ		大楽毛南4丁目7番6号
178	障がい者福祉施設	グループホームグラン・バレ(グループホームグラン・バレ)		大楽毛南5丁目2番2号
179	障がい者福祉施設	地域活動支援センター ザックル		柏木町2番8号
180	障がい者福祉施設	短期入所事業 フルハウス		柏木町2番8号

No	施設区分	施設種別	施設の名称	施設所在地
181	障がい者福祉施設		ワークサロン	柏木町2番8号
182	障がい者福祉施設		グループホーム サハス川上(グループホーム サハス)	川上町9丁目6番地
183	障がい者福祉施設		うるるあ	川北町3番21号
184	障がい者福祉施設		川北フルハウス(共同住居グループ ポレスト)	川北町8番32号
185	障がい者福祉施設		釧路北園啓生園	北園1丁目1番27号
186	障がい者福祉施設		鳥屋ゴマサーカス	共栄大通1丁目2番18号
187	障がい者福祉施設		アート工房きらく	共栄大通1丁目2番18号
188	障がい者福祉施設		共同生活住居B棟(株式会社わかっか 障がい者グループホームちせ)	共栄大通2丁目2番15号
189	障がい者福祉施設		共同生活住居A棟(株式会社わかっか 障がい者グループホームちせ)	共栄大通2丁目2番16号
190	障がい者福祉施設		グループホーム・ケアホーム サハス(グループホーム サハス)	共栄大通4丁目2番6号
191	障がい者福祉施設		すてっぷ	共栄大通8丁目2番10号
192	障がい者福祉施設		すてっぷとっとり	共栄大通8丁目2番10号
193	障がい者福祉施設		就労継続支援A型事業所 ナボリの窯釧路店	光陽町23番15号
194	障がい者福祉施設		グループホーム サハス光陽(グループホーム サハス)	光陽町23番18号
195	障がい者福祉施設		ふおると	寿3丁目2番10号
196	障がい者福祉施設		りあん	寿3丁目2番11号
197	障がい者福祉施設		障害者就労継続支援A型施設 あかし	寿3丁目2番12号
198	障がい者福祉施設		放課後等デイサービスほの花	駒場町7番10号
199	障がい者福祉施設		せんしんサポート	幸町6丁目1番5号
200	障がい者福祉施設		プロムナード 昭和北(プロムナード釧路)	昭和北1丁目4番8号
201	障がい者福祉施設		グループホーム自立センターフェミニン(グループホーム ブルミエ)	昭和北1丁目5番14号
202	障がい者福祉施設		プロムナード リノ(プロムナード釧路)	昭和北1丁目5番14号
203	障がい者福祉施設		自立センターグループホーム フルール(グループホーム ブルミエ)	昭和北2丁目8番7号
204	障がい者福祉施設		生活介護事業所 SAKURA	昭和北2丁目24番9号
205	障がい者福祉施設		プロムナード ルアナ(プロムナード釧路)	昭和北3丁目2番14号
206	障がい者福祉施設		自立センターグループホーム ブルミエ(グループホーム ブルミエ)	昭和北3丁目7番9号
207	障がい者福祉施設		ある	昭和中央6丁目9番8号
208	障がい者福祉施設		めいく	昭和中央6丁目9番8号
209	障がい者福祉施設		しえんす	昭和町3丁目12番7号
210	障がい者福祉施設		グループホームしろくま昭和	昭和南3丁目1番40号
211	障がい者福祉施設		就労継続支援A型事業所 ふるる	昭和南4丁目25番19号
212	障がい者福祉施設		HAG emi	昭和南5丁目18番13号
213	障がい者福祉施設		共同生活サポートセンター あしすと(共同生活サポートセンター あしすと)	昭和南5丁目18番14号
214	障がい者福祉施設		釧路昭和啓生園	昭和南5丁目23番1号
215	障がい者福祉施設		グループホーム・アルケー(グループホーム・アルケー)	白金町2番14号
216	障がい者福祉施設		地域生活支援センター ハート釧路	白金町2番14号
217	障がい者福祉施設		グループホーム リンツ白金(グループホーム リンツ)	白金町2番21号
218	障がい者福祉施設		グループホーム第1つくし(グループホーム第1つくし)	新栄町8番5号
219	障がい者福祉施設		グループホーム サハス新栄(グループホーム サハス)	新栄町9番8号
220	障がい者福祉施設		ショートステイ 新栄	新栄町9番8号
221	障がい者福祉施設		グループホーム サハスあじさい(グループホーム サハス)	新栄町10番1号
222	障がい者福祉施設		シッポファーレ!	新川町1番7号
223	障がい者福祉施設		ノーサイド	新川町1番7号
224	障がい者福祉施設		フィオーレ新富町(フィオーレ釧路)	新富町6番19号
225	障がい者福祉施設		KCオールズ	新橋大通8丁目1番7号
226	障がい者福祉施設		生活介護事業所 えーる	新富士町2丁目1番6号
227	障がい者福祉施設		就労継続支援B型 きーる	新富士町2丁目1番6号
228	障がい者福祉施設		就労継続支援B型 れーる	新富士町2丁目1番6号
229	障がい者福祉施設		あおぞらⅡ(共同生活援助事業所 あおぞら)	新富士町2丁目6番14号
230	障がい者福祉施設		あおぞらⅠ(共同生活援助事業所 あおぞら)	新富士町2丁目6番15号
231	障がい者福祉施設		共同生活援助 グループホーム新富士(共同生活援助 グループホーム新富)	新富士町3丁目4番13号
232	障がい者福祉施設		はしどいワークラボ りれいと	新富士町3丁目11番8号
233	障がい者福祉施設		はしどいライフラボぶるうむ	新富士町3丁目11番16号
234	障がい者福祉施設		生活介護事業所 あゆみ	新富士町4丁目5番7号
235	障がい者福祉施設		おとひまLife	新富士町4丁目8番25号
236	障がい者福祉施設		ライフプラス	新富士町4丁目12番14号
237	障がい者福祉施設		グループホーム リンツ住吉(グループホーム リンツ)	住吉1丁目5番6号/AMUSE
238	障がい者福祉施設		生活介護いっ歩 フロー②	住吉1丁目6番9号
239	障がい者福祉施設		ななはち	住吉2丁目3番3号
240	障がい者福祉施設		就労継続支援B型 代行サービスいっ歩	住吉2丁目3番20号

No	施設区分	施設種別	施設の名称	施設所在地
241	障がい者福祉施設		生活介護いっ歩 フロー①	住吉2丁目9番8号
242	障がい者福祉施設		生活介護いっ歩 フロー③	住吉2丁目10番9号
243	障がい者福祉施設		コミュニティハウスいっ歩住吉⑤(コミュニティハウス いっ歩 春採②)	住吉2丁目11番3号
244	障がい者福祉施設		コミュニティハウスいっ歩住吉④(コミュニティハウス いっ歩 春採②)	住吉2丁目11番4号
245	障がい者福祉施設		コミュニティハウスいっ歩住吉③(コミュニティハウス いっ歩 春採②)	住吉2丁目11番7号
246	障がい者福祉施設		グループホーム リンツ千歳ネクスト(グループホーム リンツ)	千歳町13番15号
247	障がい者福祉施設		グループホーム カブシマ鶴野東	鶴野東2丁目3番1号
248	障がい者福祉施設		自立センターグループホーム プレザン(グループホーム プルミエ)	鶴野東3丁目30番10号
249	障がい者福祉施設		グループホームひだまり	鶴野東5丁目19番16号
250	障がい者福祉施設		グループホームひだまり 短期入所	鶴野東5丁目19番16号
251	障がい者福祉施設		ブロムナード らき(ブロムナード釧路)	鶴野東5丁目20番13号
252	障がい者福祉施設		ブロムナード カブア(ブロムナード釧路)	鶴野東5丁目20番14号
253	障がい者福祉施設		社会就労センターらびい	鶴野東5丁目20番16号
254	障がい者福祉施設		ブロムナード マハロ(ブロムナード釧路)	鶴野東5丁目25番4号
255	障がい者福祉施設		ブロムナード ロカヒⅠ(ブロムナード釧路)	鶴野東5丁目25番5号
256	障がい者福祉施設		ブロムナード ロカヒⅡ(ブロムナード釧路)	鶴野東5丁目25番5号
257	障がい者福祉施設		MUSK	鳥取大通4丁目13番14号
258	障がい者福祉施設		みなスタ	鳥取大通5丁目4番5号
259	障がい者福祉施設		みらころ	鳥取北3丁目6番13号
260	障がい者福祉施設		地域活動支援センター 親子の家	鳥取北3丁目10番3号
261	障がい者福祉施設		ほーむ はなはな とっとり	鳥取北6丁目7番10号
262	障がい者福祉施設		特定非営利活動法人おぞらネットワーク 釧路リハビリセンター鳥取北	鳥取北6丁目7番18号
263	障がい者福祉施設		すまいる946	鳥取北9丁目2番4号
264	障がい者福祉施設		グループホーム カブシマ鳥取北	鳥取北9丁目2番7号
265	障がい者福祉施設		ケアホーム9-5(ケアホーム9-5)	鳥取北9丁目9番5号
266	障がい者福祉施設		ケアホーム9-6(ケアホーム9-5)	鳥取北9丁目9番6号
267	障がい者福祉施設		生活介護事業所 イカサル	鳥取北9丁目9番7号
268	障がい者福祉施設		短期入所事業所 はなれ	鳥取北9丁目9番7号
269	障がい者福祉施設		発達支援事業所 あーね	鳥取北9丁目9番7号
270	障がい者福祉施設		ケアホーム トーロ(ケアホーム トーロ)	鳥取北9丁目9番16号
271	障がい者福祉施設		ケアホームトキウ(ケアホーム トーロ)	鳥取北9丁目9番19号
272	障がい者福祉施設		児童通所支援事業あま	鳥取北9丁目11番21号
273	障がい者福祉施設		ほーむ はなはな とっとり2(ほーむ はなはな とっとり)	鳥取北10丁目17番4号
274	障がい者福祉施設		バレット	鳥取南5丁目1番8号
275	障がい者福祉施設		多機能型通所施設 はばたき	鳥取南7丁目2番10号
276	障がい者福祉施設		工房かんの	中園町6番7号
277	障がい者福祉施設		おにぎり屋 ばぐ	浪花町7丁目1番8号
278	障がい者福祉施設		グループホーム 内山荘(特定非営利活動法人おぞらネットワーク グ	花園町6番3号
279	障がい者福祉施設		くしろジョブコミュニケーションセンター ればぜ	双葉町17番15号
280	障がい者福祉施設		くしろジョブリハビリセンター ぶろぐれ	双葉町17番17号
281	障がい者福祉施設		くしろジョブトレーニングセンター あらんじえ	双葉町17番17号
282	障がい者福祉施設		くしろジョブトレーニングセンター あらんじえⅡ	双葉町17番18号
283	障がい者福祉施設		自立センターグループホーム ソレイユ(グループホーム プルミエ)	文苑1丁目25番21号
284	障がい者福祉施設		共同生活サポートセンター あしすと③(共同生活サポートセンター あし	文苑1丁目29番13号
285	障がい者福祉施設		キッズセンターくしろ	文苑1丁目41番12号
286	障がい者福祉施設		グループホームひだまり1号館(グループホームひだまり)	文苑1丁目47番10号
287	障がい者福祉施設		グループホームひだまり2号館(グループホームひだまり)	文苑1丁目47番11号
288	障がい者福祉施設		共同生活サポートセンター あしすと②(共同生活サポートセンター あし	文苑4丁目26番3号
289	障がい者福祉施設		ショートステイふみぞの	文苑4丁目62番16号
290	障がい者福祉施設		多機能型事業所 大きな木	文苑4丁目65番4号
291	障がい者福祉施設		グループホーム自立センタールシエル(グループホーム プルミエ)	星が浦大通2丁目2番4号
292	障がい者福祉施設		自立センターグループホーム プルミエⅡ(グループホーム プルミエ)	星が浦大通2丁目2番5号
293	障がい者福祉施設		グループホームらそ	星が浦大通3丁目7番21号
294	障がい者福祉施設		ヘルパーステーションはるあゆか	住之江町8番4号
295	障がい者福祉施設		らふとれてい	星が浦北2丁目3番43号
296	障がい者福祉施設		グループホームすてら(釧路地域生活支援センター)	星が浦北3丁目4番5号
297	障がい者福祉施設		ホームハーモニー釧路	堀川町3番9号
298	障がい者福祉施設		さわやか釧路	堀川町5番16号
299	障がい者福祉施設		三光ハイツ(共同住居グループ ホレスト)	堀川町5番27号
300	障がい者福祉施設		ハーモニー	松浦町6番13号

No	施設区分	施設種別	施設の名称	施設所在地
301	障がい者福祉施設		コミュニティハウスいっ歩緑ヶ岡①(コミュニティハウス いっ歩 春採②)	緑ヶ岡1丁目12番10号
302	障がい者福祉施設		コミュニティハウスいっ歩緑ヶ岡②(コミュニティハウス いっ歩 春採②)	緑ヶ岡1丁目12番11号
303	障がい者福祉施設		コミュニティハウスいっ歩南大通(コミュニティハウス いっ歩 春採②)	南大通4丁目2番21号
304	障がい者福祉施設		CALUMA	南浜町6丁目17番地
305	障がい者福祉施設		多機能事業所 ぼれっと	武佐1丁目4番6号
306	障がい者福祉施設		ばる放課後くらぶ	米町4丁目6番2号
307	障がい者福祉施設		グループホーム サハス若草(グループホーム サハス)	若草町9番10号
308	障がい者福祉施設		釧路リカバリーセンター	若草町18番14号
309	障がい者福祉施設		デイハウス ぼこ あ ぼこ	若竹町2番3号
310	障がい者福祉施設		児童発達支援サービス ポレポレ	若竹町14番5号2階
311	障がい者福祉施設		グループホーム霧笛(特定非営利活動法人おおぞらネットワーク グループ)	若竹町18番2号
312	障がい者福祉施設		グループホーム サハス若松(グループホーム サハス)	若松町14番6号
313	障がい者福祉施設		さはみず	若松町14番11号
314	障がい者福祉施設		朝日Ⅱ(共同生活援助事業所はばたき)	音別町朝日3丁目12番地5
315	障がい者福祉施設		朝日(共同生活援助事業所はばたき)	音別町朝日3丁目12番地7
316	障がい者福祉施設		白亜寮(共同生活援助事業所はばたき)	音別町朝日3丁目13番地
317	障がい者福祉施設		つつみ(共同生活援助事業所はばたき)	音別町川東1丁目122番地3
318	障がい者福祉施設		ほまれ(共同生活援助事業所はばたき)	音別町川東1丁目168番地
319	障がい者福祉施設		川東(共同生活援助事業所はばたき)	音別町川東1丁目182番地
320	障がい者福祉施設		障がい者支援施設 おんべつ学園	音別町川東1丁目200番地1
321	障がい者福祉施設		ワークセンター音別	音別町川東1丁目234番地1
322	障がい者福祉施設		中園(共同生活援助事業所はばたき)	音別町中園1丁目70番地1
323	障がい者福祉施設		もともちⅡ(共同生活援助事業所はばたき)	音別町本町3丁目22番地19
324	障がい者福祉施設		みどり町(共同生活援助事業所はばたき)	音別町緑町1丁目1番地6
325	障害児通所施設		こどもねっとβ	愛国西2丁目33番9号
326	障害児通所施設		リュミエール	大町6丁目2番13号
327	障害児通所施設		放課後等デイサービス足とお	貝塚2丁目23番47号
328	障害児通所施設		放課後デイサービス chou chou	共栄大通1丁目3番9号
329	障害児通所施設		児童デイサービス Spente	光陽町23番6号
330	障害児通所施設		放課後等デイサービス あおぞら	昭和北2丁目25番3号
331	障害児通所施設		きやらっと	昭和中央1丁目27番6号
332	障害児通所施設		ばんびーなじゅにあ	昭和中央2丁目13番6号
333	障害児通所施設		きやらっとCOCO	昭和中央3丁目28番3号
334	障害児通所施設		すてらきっず	昭和中央5丁目25番21号
335	障害児通所施設		放課後等デイサービス 音色	昭和中央6丁目5番2号
336	障害児通所施設		すてらきっず ニコッ	昭和中央6丁目23番13号
337	障害児通所施設		すてらきっず エヴァ	昭和中央6丁目30番19号
338	障害児通所施設		すてらきっず キラッ	昭和中央6丁目30番21号
339	障害児通所施設		音と光の森 ルミネ	昭和南3丁目16番19号
340	障害児通所施設		児童発達支援事業ばとん	昭和南6丁目41番1号
341	障害児通所施設		放課後等デイサービス nデジ	白金町9番10号
342	障害児通所施設		ジャンプジャンプ	城山1丁目4番115号 リバースサイドキタハラ1F
343	障害児通所施設		放課後デイサービス かのん	新釧路町1番16号
344	障害児通所施設		スリール	末広町7丁目1番地
345	障害児通所施設		放課後デイサービス シズクル	住之江町10番26号
346	障害児通所施設		放課後等デイサービス あおぞらプラス	鶴野東5丁目21番21号
347	障害児通所施設		放課後等デイサービス 空音	鳥取北3丁目1番17号
348	障害児通所施設		児童デイサービスセンター ぼれっこ倶楽部	鳥取北3丁目10番3号
349	障害児通所施設		児童通所支援事業あるまプリズム	鳥取北9丁目3番2号
350	障害児通所施設		放課後等デイサービス ジミー	鳥取北9丁目9番7号
351	障害児通所施設		放課後等デイサービスセンター ゆーゆー	中園町18番15号
352	障害児通所施設		放課後等デイサービスはっぴ〜すまいる	春採7丁目30番12号
353	障害児通所施設		児童通所支援事業はなまる	東川町17番6号
354	障害児通所施設		こどもねっとα	文苑1丁目22番17号
355	障害児通所施設		KCビーンズ	文苑1丁目31番7号
356	障害児通所施設		放課後等デイサービス 大空	文苑2丁目20番8号
357	障害児通所施設		放課後デイサービス カラフル	文苑3丁目53番11号
358	障害児通所施設		放課後等デイサービス 大洋	文苑4丁目41番7号
359	障害児通所施設		こどもねっとみはら2	美原4丁目1番32号
360	障害児通所施設		こどもねっとみはら	美原4丁目1番32号

No	施設区分	施設種別	施設の名称	施設所在地
361	障害児通所施設		れ〜ぶ	若松町8番14号
362	自立生活援助事業所		自立援助ホームばればれ(地域生活支援ネットワークサロン)	大川町8番43号
363	自立生活援助事業所		K Cホームズ	新橋大通8丁目1番7号
364	自立生活援助事業所		K Cカルム	住吉2丁目11番2号
365	小規模保育事業施設		あいいく保育園	昭和南3丁目16番19号
366	小規模保育事業施設		保育園 こどものおしろ	昭和南5丁目15番21号
367	小規模保育事業施設		保育園 キッズランド	文苑1丁目22番17号
368	家庭的保育事業施設		保育所 みんなのおうち	東川町12番3号
369	認定こども園		あいこう認定こども園(愛光保育園)	愛国西1丁目24番10号
370	認定こども園		釧路認定こども園(鉄道弘済会釧路保育所)	愛国東2丁目1番11号
371	認定こども園		釧路あさひ認定こども園	旭町12番2号
372	認定こども園		愛国フレンドようちえん	芦野5丁目6番5号
373	認定こども園		釧路おたのしけ認定こども園	大塚毛4丁目12番6号
374	認定こども園		認定こども園よしの	大塚毛西2丁目25番3号
375	認定こども園		ひぶな幼稚園	柏木町11番1号
376	認定こども園		釧路カトリック幼稚園	黒金町12番10号
377	認定こども園		ことぶき認定こども園	寿1丁目4番4号
378	認定こども園		釧路さかえ保育園	幸町11丁目1番1号
379	認定こども園		かずみ幼稚園	白金町24番6号
380	認定こども園		わかばフレンドようちえん	昭和中央2丁目7番13号
381	認定こども園		双葉認定こども園(釧路双葉保育園)	新釧路町3番14号
382	認定こども園		釧路あおば幼稚園	鶴野東1丁目8番1号
383	認定こども園		釧路ひまわり幼稚園	鳥取大通2丁目4番
384	認定こども園		釧路風の子認定こども園	鳥取南7丁目2番9号
385	認定こども園		美原つくし幼稚園	美原1丁目50番8号
386	認定こども園		みはらフレンドようちえん	美原4丁目5番1号
387	認定こども園		美原認定こども園(釧路美原保育園)	美原4丁目5番16号
388	認定こども園		釧路はるとり保育園	武佐1丁目3番5号
389	認定こども園		釧路共栄保育園	若竹町4番7号
390	認定こども園		音別認定こども園	音別町中園2丁目165番
391	保育所		治水どんぐりの家保育園	眺町6番7号
392	保育所		釧路旭夜間保育園	旭町1番8号
393	保育所		芦野保育園	芦野3丁目10番9号
394	保育所		昭和どんぐりの家保育園	昭和中央5丁目6番9号
395	保育所		新富士保育園	新富士町2丁目11番22号
396	保育所		鳥取保育園	鳥取北4丁目21番10号
397	幼稚園		釧路豊川幼稚園	愛国西1丁目18番3号
398	幼稚園		グリー幼稚園	川端町3番1号
399	幼稚園		昭和スポーツ幼稚園	北園41番地4158
400	幼稚園		釧路聖母幼稚園	新川町16番19号
401	幼稚園		第二豊川幼稚園	豊川町8番19号
402	病院		釧路孝仁会記念病院	愛国191番212
403	病院		釧路優心病院	大塚毛4丁目1番1号
404	病院		釧路中央病院	幸町9丁目3番
405	病院		釧路協立病院	治水町3番14号
406	病院		総合病院釧路赤十字病院	新栄町21番14号
407	病院		西池彰記念クリニック	新川町2番23号
408	病院		釧路第一病院	鳥取大通4丁目11番10号
409	病院		釧路脳神経外科病院	豊川町1番9号
410	病院		釧路労災病院	中園町13番23号
411	病院		釧路谷藤病院	双葉町3番15号
412	病院		釧路孝仁会リハビリテーション病院	星が浦大通3丁目9番13号
413	病院		東北海道病院	若竹町7番19号
414	有床診療所		中村眼科医院	大町4丁目1番1号
415	有床診療所		カゲハン眼科内科	共栄大通9丁目2番地7
416	有床診療所		足立泌尿器科クリニック	光陽町5番10号
417	有床診療所		くしろレディースクリニック	新川町2番23号
418	有床診療所		林田クリニック	新富町1番7号
419	有床診療所		新橋肛門科クリニック	新橋大通2丁目2番2号
420	有床診療所		足立産科婦人科クリニック	中園町8番1号

No	施設区分	施設種別	施設の名称	施設所在地
421	有床診療所		市立釧路国民健康保険音別診療所	音別町中園2丁目97番地1
422	小学校		爱国小学校	爱国西1丁目25番3号
423	小学校		芦野小学校	芦野1丁目13番1号
424	小学校		大楽毛小学校	大楽毛4丁目10番11号
425	小学校		音別小学校	音別町中園2丁目1番
426	小学校		光陽小学校	光陽町15番17号
427	小学校		中央小学校	寿1丁目2番16号
428	小学校		昭和小学校	昭和中央3丁目12番2号
429	小学校		城山小学校	城山1丁目14番
430	小学校		青葉小学校	新川町3丁目7番
431	小学校		新陽小学校	新富士町4丁目6番
432	小学校		鶴野小学校	鶴野58番5157
433	小学校		鳥取小学校	鳥取北3丁目13番24号
434	小学校		鳥取西小学校	鳥取北7丁目5番
435	小学校		共栄小学校	双葉町4番17号
436	小学校		美原小学校	美原4丁目2番38号
437	中学校		大楽毛中学校	大楽毛1丁目10番1号
438	中学校		音別中学校	音別町中園2丁目2番
439	中学校		北中学校	喜多町1番23号
440	中学校		鳥取中学校	昭和町2丁目5番53号
441	中学校		鳥取西中学校	鳥取北9丁目7番1号
442	中学校		共栄中学校	花園町9番40号
443	中学校		景雲中学校	東川町16番1号
444	中学校		美原中学校	美原4丁目7番1号



釧路市水防計画

沿革

2007年（平成19年）	2月23日	策定
2007年（平成19年）	11月	改定
2008年（平成20年）	8月	改定
2009年（平成21年）	8月	改定
2010年（平成22年）	9月	改定
2011年（平成23年）	8月	改定
2014年（平成26年）	8月	改定
2015年（平成27年）	8月	改定
2016年（平成28年）	8月	改定
2017年（平成29年）	8月	改定
2018年（平成30年）	8月	改定
2019年（令和元年）	8月	改定
2020年（令和2年）	8月	改定
2021年（令和3年）	8月	改定
2023年（令和5年）	3月	改定
2023年（令和5年）	9月	改定
2024年（令和6年）	3月	改定

発行 釧路市
事務局 釧路市総務部防災危機管理課

